

令和3年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第2回東彼杵町議会定例会は、令和3年6月8日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 26 分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前ではございますが、皆さんお揃いのごようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 2 回東彼杵町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので朗読は省略いたします。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。総務厚生常任委員長、浪瀬君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会の所管である総務課についての調査結果を、下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和 3 年 4 月 14 日
- 2 調査事件 町有財産等の管理状況について
- 3 場所 旧大楠小学校・大楠倉庫・旧龍頭泉いこいの広場・旧常明園
- 4 調査結果

①旧大楠小学校

旧大楠小学校は、現在、日本語学校を設立することを目的とする（株）サイゴンに校舎とグラウンドが貸し付けられている。新型コロナウイルス感染症の影響により未だ使用はされていないが、一階部分の各 3 部屋には学習用のテーブルと椅子が備え付けてあり、その準備がなされていた。また、二階部分は空室であり、少々の机や椅子が残っていた。グラウンドは、少々草が生えていたが、管理は適切にされている様である。

残されている備品関係の整理をすることや、開校された場合には地域住民と融和を図るための対策を図りたいとの意見がありました。

②大楠倉庫

この倉庫は、以前調査した時、関係書類の廃棄処分を含めた整理整頓を実施して、職員が変わっても分かり易い様に改善されたい旨の指摘をしたにもかかわらず、何も手を付けられていない。それらの書類は、保存期限の 3 年、5 年、10 年、永年の区分けを確実にを行い、廃棄可能な書類の処分を早急に実施されたいとの意見がありました。

③旧龍頭泉いこいの広場

旧龍頭泉いこいの広場は、総面積約 14ha、事業費約 1 億 2000 万円をかけて整備された施設であったが閉園となった。現在、障害者就労を目的とした福祉事業者からの打診があつて

いる様である。管理については、年1回の草刈りと事務所の定期的な通気を実施しているとのことである。遊具については設置後5年から6年しか経っていないので、移設等費用対効果を含め有効活用を検討されたいとのことや、施設の売却若しくは貸し付けの場合、自然環境を残してほしいとの意見がありました。

④旧常明園

旧常明園は、ロハスの郷の設立の際、地方創生交付金や町費を投じて整備された施設であるが、現在は使用されていない。移住者や、今後、開設予定の日本語学校の生徒の宿泊施設として、地域住民の理解が得られれば検討されたいとの意見がありました。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、口木君。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会調査報告書。本委員会において所管である教育委員会及び建設課に関する調査を実施したので、会議規則第76条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

- (1) 千綿小学校移転に伴う旧千綿中学校の現況について
- (2) 令和2年豪雨による災害現場の現況について
- (3) 町営住宅の管理状況について

2 調査年月日

令和3年4月14日

3 調査内容及びその結果

(1) 教育委員会所管である千綿小学校移転に伴う旧千綿中学校の整備状況を教育次長に出席を求め、総務厚生常任委員会と現地調査を行いました。現在実施中の空調設備移設整備工事・グラウンド改修工事は8月完了する。グラウンドに関しては表土7cm入れ替えとアスレチック5基を設置する。入札準備中が屋外階段設置工事他4件や起工準備中が1件、発注予定事業が2件であった。改修工事は児童の体格に合わせ施工される予定である。また、町道からの出入り口の通路拡幅改修工事が予定されていた。なお、工期には余裕を持たせてあり、小学校移転に間に合うよう必ず完了させるとのことである。

(2) 建設課長及び建設課職員に出席を求め、令和2年豪雨による災害現場の調査を実施しました。杉尾井手の現状は蕪地区の方から仮設の工事用道路が取り付けられてあり、地元受益者で取水口の方より側溝設置工事が行われていた。

河川災害は、遠の久保川災害復旧工事と千綿川災害復旧工事の2か所を調査した。特に千綿川の災害は想像した以上に激しく、護岸ブロックの塊も付近には見当たらなかった。近くに住民の方も土石流の音が怖くて大変だったと話をされていた。

(3) 新白井川団地と白井川団地の調査を行い、住宅については基本に忠実に整備されており、入居者が決まってから整備・清掃するということである。

白井川団地の住宅裏の菜園スペースのブロック塀の囲いは古く、クラックが入り危険であり補修するとのことであった。

なお、審査の過程で、災害復旧工事については事故がないように十分注意しながら工事を進めていただきたい。また、秋以降に施工する工事でも費用対効果を考え地元受益者と充分協議しながら進めてもらいたい。

白井川団地の住宅の裏の菜園のブロック塀については、相当古く、クラックが入り事故につながりかねないので強度の調査をしてほしい。そして、入居者との意思疎通がされていないと思われるので、十分話を聞いて対応してほしい。駐車場については、所有者の車のナンバーを駐車枠に表示し、町が指定する不要な白枠線は削除するべき（No.9の枠線等）という意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和3年第2回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会におきまして、条例の一部改正3件、補正予算3件、委員の任命1件、報告13件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

5月8日から、新型コロナウイルスワクチンの接種が高齢者から始まりましたが、1回目の接種の方の2回目に入っております。それが終わり次第、新たに1回目の接種地区が始まります。その後、基礎疾患をお持ちの方、64歳以下の方の接種を予定しています。順調な接種が続いているのも、医師会の先生方や看護師の皆さん、そして協力いただいています全ての皆さま方のおかげであり、心から感謝申し上げます。

しかし、ワクチン接種後もしばらくの間、引き続き手洗い、マスク、換気や密接密集密閉を避けていただきますようご協力をお願いいたします。コロナウイルスが変異株に置き替わりつつある今では、ひとつの密でも感染の危機があると言われておりますのでよろしく願いいたします。

次に、旧大楠小学校の定期建物賃貸借契約の解約につきまして報告をいたします。

日本語学校としてベトナムやフィリピンから来られての利用を計画していましたが、コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人が入国できる目途が立っていないことと生徒の募集ができないとの理由で解約申し入れがあり、双方協議の上、令和3年4月30日付けで契約の解除を行っております。

次に、大村市のごみ焼却場の火災により、施設が全く使用できなくなり、1日に100t出る燃えるごみの処理につきまして福祉組合へ相談があり、管理者、副管理者が協議し、週40tから50tは可能ということで受け入れをしております。近い所の実績としまして、4月20日から5月19日まで274tを受け入れております。大村市からの話によりますと、県内だけでは処理できず、佐賀

県みやき町まで運搬しているとのことであります。この費用が莫大なお金を費やしていると大村市長からも報告を受けております。

それでは、行政報告の主なものについて説明いたします。

令和3年3月23日に、町PTA連合会から給食費の口座振替についての要望に見えられております。

4月6日に消防の新体制が決まり、正副分団長会議を行いました。今後、町民の皆様の安心安全な生活のために大変お世話になります。

11日に6名の消防団新入団員辞令交付式を行いました。本年度も、役場職員新規採用された方2名も、3分団、7分団にそれぞれ入団していただいております。

16日、JA県央いちご部会から、各学校の児童生徒の給食に、いちご贈呈を頂きました。

22日、電気自動車を活用した災害協定を佐世保市で行いました。これは、佐世保市との連携の中で、避難所などで停電が発生した際、電力を供給するため、県内の自動車販売株式会社などと協定を結んだものでございます。

5月11日に、町バス出入口の駐停車禁止表示と道の駅信号機の表示時間調整について、川棚警察署にお問い合わせしております。手押し式信号機の撤去に伴い、朝夕の右折が特に困難な状況になっているとのことでございます。

それと、職員の通勤時に千綿方面からの車が彼杵児童体育館への右折で渋滞するとのご意見があり、職員の一部が江頭交差点をまっすぐ抜けて役場前信号機から左折して体育館に入ってくるルートに変更してもらっています。

17日に吉永議長と東彼杵郡医師会へ新型コロナワクチン接種のご協力のお礼と、川棚医療センターへワクチン接種の看護師派遣依頼に出向いております。

21日にそのぎ茶振興協議会によります献茶式が彼杵神社で執り行われました。

5月25日に、山口JA茶業部会長ほか、新茶の贈呈にみえられ、天候に恵まれ美味しい新茶ができたとの報告を受けました。また、全国茶品評会では今年も宮崎県産茶、嬉野茶などとの激戦が予想されるということでございました。以上で行政報告を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これで町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番議員、口木俊二君、4番議員、浪瀬真吾君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間を短縮したいと思いますので、質問、答弁ともに簡潔明解をお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。はじめに5番議員、大石俊郎君の発言を許します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

おはようございます。今回は2件質問をさせていただきます。

先ず第1点、学校給食費の納入方法についてでございます。

この件については、昨年9月定例会及び12月定例会の2度にわたって、同僚議員が一般質問をしております。その質問に対して教育長は、今の時点では今の高い徴収率を維持できているんだったら、しばらく続けられないだろうかと答弁をされておられました。

今年2月、東彼杵町PTA連合会によって保護者の方々を対象に、学校給食費の納入方法についてアンケート調査が行われております。

そのアンケート結果に基づき、3月、東彼杵町PTA連合会は、東彼杵町及び東彼杵町教育委員会に対し、学校給食費の納入方法に関する要望書を提出されたと聞き及んでおります。

そのことを受けて下記事項についてお伺いをします。

(1) このアンケート結果に基づく要望書を受け取られて、町長は教育委員会に対しどのような対応をなされたのか。

(2) このアンケート結果に基づき、教育委員会は審議をされたのか。審議をされたのであれば、いつ審議をされたのか。

(3) 審議をされたのであれば、審議された結論はどのようになったのか。

特に下記事項についてお伺いします。

ア、現在の徴収員による集金方法から、別の納入方法に変更という結論に至ったのか。あるいは現行どおりの結論だったのか。

イ、変更という結論に至った場合、その変更開始時期はいつと予定をされておられるのか。

次に、大きな2番目の質問でございます。教育委員会職員の欠勤と処分について。

当該職員の欠勤は、私の調査によりますと平成30年6月に始まり、令和2年7月まで欠勤延べ日数154日間、4度に渡っておりました。そのうち、処分対象とされたのは平成30年11月16日から平成31年1月31日までの48日間の欠勤のみであり、その処分は停職6か月でありました。

処分が下されていない欠勤は下記の通りです。

(1) 平成30年6月6日から平成30年6月7日までの2日間。(2) 平成30年10月2日から平成30年11月15日までの31日間。(3) 令和元年11月20日から令和2年2月28日までの64日間。これを合計しますと95日間になりますが、教育委員会の調査によりますと80日間となっております。(4) 令和2年7月20日から令和2年8月3日までの9日間。

以上、延べ106日間の欠勤については何の処分も下されておられません。処分を下されなかった理由について、それぞれお伺いします。登壇での質問は以上であります。登壇での答弁に対してお願いがございます。質問に対し、当初結論のみお願いをいたします。細部についての説明は降壇をしてからお伺いをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

結論のみです。4月に入ってから私の判断で私会計から公会計へ移行することを教育委員会事務局へ伝えました。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

次に教育長でございますけれど、昨夜から、教育長におかれては喉を傷められているということで、聞き苦しい点があるということを了承しております。教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

2点目の教育委員会の審議についてお答えします。

結論のみということですので、4月に入り町長から公会計への方針を受け、5月10日の定例会において公会計のための事務担当者会と予算計上の準備状況を報告し、6月4日の定例会において審議をいたしました。

3点目の審議の結果についてお答えいたします。

学校給食費を公会計化に組み入れることにより、これまでの徴収員による集金方法から保護者それぞれが納付する方法に変更することといたしました。開始時期は来年度の4月から実施予定としております。

続きまして、2点目の欠勤に関する処分についてお答えいたします。結論のみ申し上げます。

先ず1点目、平成30年6月6日から平成30年6月7日までの2日間。この2日間は、欠勤の正当な理由があるため処分対象としておりません。

次に、平成30年10月2日から平成30年11月15日までの31日間については、1月31日に処分審査会がっておりますが、正当な理由があったということで、それ以前のものには処分の対象になっておりません。

続いて3点目ですけれど、令和元年11月20日から令和2年2月28日までの64日間。これについても正当な理由があったため処分の対象になっておりません。

続いて令和2年7月20日から令和2年8月3日までの9日間についてですけれど、これについても正当な理由がありますので、処分の対象としておりません。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長から教育委員会に対して公会計への移行を指導した。ということは、教育長が答弁されたように、口座引き落としへの移行というふうに理解をいたしております。

では、次に2番目のこのアンケート結果に基づき教育委員会は審議をされたのかという質問でございますが、教育長は最終的には6月4日の教育委員会の定例会で審議をした。このような答弁でございました。こういうことでよろしいですね。

そして、審議した結論としては、今の徴収員の集金方法から口座引き落としへの納入方法に変更した。こういうことですね。それはいつかと言うと、令和4年度の4月から対処をするという理解の答弁。間違っていたらちょっと訂正してください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

口座振り落としに限っておりません。それぞれが納入する、保護者それぞれが納入するということでございます。ですから、その中には口座振替も含まれることになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

要するに保護者の方々は、それぞれ口座振替、口座引き落としでしょう。振替と口座引き落としは違いますよね。用語を適切にしてもらいたいんですけど、要するに、保護者の方が持っている口座。それは銀行もあり、JAもあり、郵便局もあるでしょう。その保護者が持つておられる口座預金から町が定めた振り込み落とし先に引き落としをするというやり方に替えたというふうに理解をしていたんですが違うんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

保護者それぞれが納付する方法というのはいろいろあるかと思えます。ですから、税金とか水道料とかと同じようにいろいろな方法があるかと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

だから、水道料とか、軽自動車税とか、国保とか全部引き落としになっています。違うんですかね。

口座引き落としなんですか、振り替えという意味がちょっと私、理解が、教育長の説明が。口座

番号を書いて引き落とすということですか、保護者の方が。自動的に引き去りになっていくということではないんですね。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

自動的に引き去ることも保護者が希望すればできるでしょうし、コンビニで、納付書で支払うことも可能かと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

ちょっと理解ができないんですけど、それは、要するにいろんな方法がありますよと。その方法を保護者の人は選択ができますよ。こういう捉え方でよろしいんですか。例えば、口座引き落としもありますね。それから、振込書による引き落としも、納付書によるやり方もありますよね。色々なやり方があるんでしょう。それを選択する方法を来年度4月からやっていくというふうに捉えていいんですね。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そのとおりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

まず、保護者の方々、アンケート調査結果によって約94%の方が口座引き落としを希望されておられます、アンケート結果ですね。その要望を受けて来年度から、一つは口座引き落とし、納付書による納め方。他にもあるでしょう。そういうやり方をやって行きます。そういうふうに変更になったことは私は喜ばしいと思っております。

ところで、今回の給食費の徴収方法、保護者の方々から見れば極めて関心が高い要望事項であったと私は捉えています、重要なこと。それで、教育長はその重要なことであったかどうかという所見を、重要なことだったのか、重要なことでなかったのか、保護者から見れば。教育長はどう思っておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まだ前回、前々回の答弁でもお答えしましたように、徴収員による徴収方法というのは大変負担をお受けしておりますと認識をしております。ただ、どうしても徴収率が下がった場合に子どもの給食に影響を与えますので、どうか今の高い徴収率を維持できないでしょうかということをお願いしておりましたが、それよりもまして町P連の全会員様の総意ということで出てきたものですから、それを重く受け止めております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

では、教育委員会として今回の給食納入方法について決心をされた、教育委員会として決心されたのはどこですか。誰ですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどの答弁では結論だけ申し上げましたけれど、12月4日の定例教育委員会議において、この給食費の口座振替と、それから文部科学省が推奨しております学校給食の公会計化の利点と課題、これについて協議をしております。それで、この公会計化についてはメリットが多いということもありますが、大きな課題もございます。それは、公会計化に組み入れることによりシステムの改修とかですね、未納者の対応とか、そういう諸々の作業と、それから、かなりの多額の予算がかかりますので、これを教育委員会だけでは判断しかねると言いますか躊躇していたところにとどめておりましたが、今回の町長の英断により公会計化に方針を転換するということで、これまで私が答弁で給食費の振替はしないと申し上げておりましたが、その理由は、徴収率が下がれば子どもの給食に影響を与えるということを上申しておりましたが、その理由が消えるわけです。納入率が減っても、子どもに安定的な給食を提供できる。これが最大の理由でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

よく質問を聴いてくださいね。この口座引き落としに移行するということを決めたのはどなたですかと聞いている。例えば、学校給食運営委員会というのがありますね。あと、教育委員会がありますね。教育長がありますね。そのうちのどなたが決心されたんですかということを知っているんですよ。理由は聞いていない。誰がということ。よく質問を聴いてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

それは教育委員会でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

教育委員会なんですよね。その教育委員会は議決していないんですよ。学校給食センター管理規則によると、給食委員会が次に掲げる審議を決定するとなっております。それは(3)項で、給食費の決定及び給食費の徴収並びに会計に関することは、学校給食運営管理委員会がやるんですよ。それを今度は教育委員会が答申するんです。答申した結果が、教育委員会が答申を受けて議決をしないといけないんですよ。ここに議事録がありますけれど、議事録を見ました。審議されていないんですよ。教育長が報告事項として収めてあるんですよ。議事録は載っていますから、審議はされてい

ない。そして、教育委員の方がそれを質疑がありますかと、質疑なしとコメントが書いてあるだけ。議決をしなければいけないです。給食委員会の答申に対して公会計に移行する、あるいはそういうことを明確に審議をしなければいけない。それが議事録に載っていないんですよ。この点についていかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど答弁で申しましたように6月4日の定例教育委員会で承認されました。

○——△——

6月4日ですか。

○教育長（粒崎秀人君）

はい。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあそうしましょう。では、次に行きます。

次は、令和4年度から開始をすると。4月から開始をする、あと1年間ありますね。この1年間必要とする意を教えてください。期間を。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

もう一度お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。もう一度、聞き取りにくかったそうです。

○5番（大石俊郎君）

令和4年4月からでしょう、移行予定が。あと1年近くあるわけですよ。その1年近く準備期間を必要とするのはなぜでしょうかという質問です。よろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほども触れましたけれど、私会計から公会計に移行するためにシステム改修というのがございます。給食費の納入関係が複雑な面がございますので、それに合わせたシステムの改修がございまして、未納者への対応をどうするかとか。あるいは、保護者にどういうふうに説明していくか。そういう準備がありますので、その期間が必要であると考えております。詳しくは教育次長から答えさせていただきますけれど、よろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりまして補足をさせていただきます。

公会計化の準備としまして、現在、最も重要であります財務会計システム等のシステムの改修の検討を関係する課で、事務レベルで検討を行っております。今回の1号補正予算で関連予算を議会にお願いいたしておりますけれど、業者との調整協議の中で、ギリギリ、やはり来年の3月までは運用、環境設定も含めてかかるということで、この1年かけてシステムの開発と、先ほど教育長が申しましたように保護者への啓発、普及、それらを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあ、質問の仕方を変えますね。来年度4月からスタートしなければいけないという理由はないんですね。年度途中からでもシステム改修の準備を整えばスタートできるんですか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

来年の4月からしなければならないということはありませんが、保護者の負担を考えますとできるだけ早くということで、区切りとしては年度変わりが最適ではないかと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりました。

じゃあ、今はですね、教育長。同僚議員が9月及び12月の一般質問において3つのことを問題点として答弁しておられました。3つ、いいですか。

それは何かと言いますと、先ず1つ、給食費、口座引き落としとか、さっき言った手続きを変えると、制度を変えると未納額が増えるということ、先ずこれが第1点。この未納額を抑えるための対策については何か考えておられますか。未納額が増えるということ、教育長は答弁しておられたんですよ、口座引き落としとか、今の保護者の制度を変えれば。それについての対策は何かありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

その時点では給食費の口座振替ということで話が進んでおりました。それで、口座振替になりますと手数料が生じてまいりますので、それが保護者の負担となります。ですから、これまで以上に負担が大きくなるということで未納者が増えるのではないだろうか。

それから、他市町の。

○——△——

議長、ちょっといいですか。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

質問に答えてくださいよ。振込手数料の話の質問を今はしていません。未納額は、口座引き落としとか振替すると未納額が増えるということを教育長は答弁されたんですよ。ということは、振り込み手数料が増えるから未納額が増えるということなんですか。私はその対策を聴いているんですよ。対策について考えておられたら考えている、その内容を。考えていなかったらまだ検討してありませんと答弁をしてください。お願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

具体的な対策としては考えておりませんが、町 P 連の要望があった折に町 P 連の方からこの納入率が高くなるような啓発をお願いしますということによっております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

よく質問を聴いてくださいよ。次は 2 つ目ですよ。2 つ目の教育長の問題点としておられた事項です。振込手数料が、先ほど言われた、各家庭の負担になると言われましたね、口座振替とか、口座引き落としになると。じゃあ、この振込手数料、一月一回保護者の方はいくら負担になるんですかね。ご存じですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長が答えます。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

まず、指定口座については現在の徴収員制度につきましては JA 東彼杵支店一つだけでございます。こちらに振り込むことになるわけですが、農協から農協の場合ですと手数料はかからないと思います。ただ、十八親和銀行とか市中銀行からの場合は、金額にもよると思いますけれど、二百数十円かかるということで、通常 10 回に分けて納入していただいておりますので、約半月分ぐらいは年間に、給食費は小学校が 4000 円ですので 10 回分、二千数百円ぐらいはかかってしまうということで把握いたしておりまして、課題ということで捉えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、今月、JA さん、十八親和銀行さん、それから郵便局。それぞれ確認をいたしました。郵便局からは明確な回答は頂けなかったんですけど、十八親和銀行さん、JA さんの場合は、一回につき 11 円です。これは、川棚町の場合も 11 円でやっているということでした。だから、今、

教育次長が言われたことは、ちょっと調査が違っているのではないかなと思っていますから、もう一回確認してみてください。11円となっています。

それで、教育委員会において、金額が違っていましたから、11円と200円では大きな違いがありますから論点が違ってくるかも知りませんが、振込手数料を町で負担する、教育委員会です。負担したらどうかという意見は出なかったんですか。この点、教育長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

その意見は出ませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

計算しますと、令和2年度の児童生徒数541名なんですよ。今、11円、毎月、大体年間10回。8月は納めませんからね。だいたい年10回と保護者の方から聞いています。そうすると約6万円なんですよ、町が負担したとしても。この6万円について、私は自治体に負担している所もあるんですよ、ご存じですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

普及している自治体があるということは存じております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

隣の大村市は、自治体が負担をしています。

次、大きな3つの3番目に行きます。

口座引き落としと言った途端、未納額が増加して、給食の質と量が落ちると、このように教育長は答弁されておられましたね。じゃあ、このことを保護者の方々に、保護者の方は皆さん口座引き落としとか、そういうことをしたいと94%の人があった、それは説明されたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

学校給食センター運営委員会というのがございます。そこに保護者の代表の方が各学校から見えられております。その会の折に手数料のことは伝えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今度は町長に質問です。

今、教育長は未納額が低下した、90%しか徴収できなかった、あと10%落ちると。そういった場

合、この給食の質量が落ちたまま提供して良いと町長は思われますか。何か町長の考えを。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えとしましては、給食も教育の一環でございますので全力で徴収をいたしますが、連合会長さんのお話の中で、もしそういう未納の状況に陥る時は、また違う方法で徴収をさせていただきますと、私は会長さんの方に話をしております。これは色んな手当とかございますので、その辺から、皆さんが、私も公会計で覚悟を決めましたから皆さん方もそういう形で。だから、ないように方法を私はとっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

じゃあ、口座引き落としにすると未納額が増えるということなんですけれど、これは、教育長も調べた結果そういう根拠を、同僚議員の先の9月、12月の一般質問に答えられたのでしょうか。

それで、東彼杵町を除く他の6町の中で、4町が口座引き落としに実際やっております。その4町が、口座引き落としをやっている所の町は、町の名と令和2年度の徴収率をもしわかっていたら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

公会計にしている所が長崎市。

○——△——

県内の6町のうち4町が口座引き落としにしています。その内の納付率はどうなっているのか知っていますか。

○教育長（粒崎秀人君）

わかりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

4町、隣の、失礼しました。

大村市、これは4町ではないですね。大村市は口座引き落としですよ。川棚町、口座引き落としですよ。長与町、口座引き落とし。新上五島町、口座引き落とし。そして、令和2年度の場合ですよ、川棚町は約99.5%です。長与町と新上五島町は100%です。そして、他の町は子どもが学校に納付している。隣の波佐見町は、うちの町と同じやり方ですね、保護者の人が集めている。ほとんど100%。

だから、この納付率の悪い所はないですよ。うちの町と同じような所は、全部100%になっております。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

文科省の調査によりますと、口座振替があった直後に未納率が高くなったという統計の調査を見ました。それから、今、お話があったどの町とは言えないんですけど、今お話があった所も、切り替えた途端に増えたということがあります。今は戻っているかもしれませんが、その時はそのデータで申し上げました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

まあ、全国的にみるとそういう所もあるんでしょう。しかし、この長崎県内の近隣の町を対象に考えないといけないんですね。一部の所を調べたらそういう所はありますよ。しかし、一般的に東彼杵町が例とする所は、やはり長崎県内の身近な町、これを対象として調査をするべきだと。そこを置いて、同僚議員の質問に対して、ある所は悪いですよと言うことを根拠にされてはいかなものかなと私は思っております。

もし、この同僚議員の質問に謙虚に耳を傾けられて、今回のPTA連合会がやった調査とか、あるいは独自の近隣の町の状況を調査しておられればもっと早く着手ができて、おそらく今年度からやれたかもしれないですね。

やはり、そういう前向きな教育長の答弁が、議事録を読ませてもらいましたけれど、教育委員会の中で出て来ないんですよ。やはり、同僚議員の一般質問というのは一議員の質問ではないんです。後ろには多くの町民がおられます。だから、やはり、一般質問した時に、この議場で一般質問して、1時間の質問が終われば終わりではないんです。やはり持ち帰って、議員が質問した事項について教育委員会の中で検証検討していただきたいんですよ。これが大事なんですよ。そうしないとこの町のこれからの行政というのは発展していかないと思います。そして、もっともっと保護者の方たちの意見を聴いてみる。あるいは、保護者の人は今の徴収方法にどんなに苦勞しておられるか、やっぱり調べてみる。今の徴収方法は、私が調べた限り3つあるんですよ、今のやり方は。

1つは、徴収員の保護者の方がおられて、東町だったら東町の保護者の方々は徴収員に持って行くやり方をやっています。ある地区は、全部、全家庭の保護者の方に徴収に回っている所があります。驚いたことに、もう1つあるんですよ。居ないから郵便ポストの中に入れておいてくださいと、こういうやり方をしている所もありました。こういうことをやると、事故、事件が起きた時に、紛失とか交通事故とか起きた場合にどうなるかということ、やはり検証しなければいけないんです。事故、交通事故が起きた場合、じゃあ、誰が、保護者の責任なのか、町の責任なのか、どうなっていますか、今の徴収方法は。今年度いっぱい続くんですけど。例えば、徴収に行かれる方がおられて、徴収の時に、交通事故に遭われた。その時の責任は保護者なんですか、町なんですか。どちらなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

教育次長が答弁します。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長に代わりまして答弁したいと思います。

令和3年度につきましては、私会計のまま各地区の徴収員さんに集めていただいておりますので、公の税金とか水道料とは異なりますので、徴収されている時に交通事故、あるいは転倒して怪我等があっても公務としての補償はないということになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そういうことなんですね、やはり、そういったことがあるから、そういうリスクや徴収のトラブルを回避するためにも口座引き落としとか、振替とか、そういう納付書による納入の仕方とか、そういうことをやって、推進していくべきではあったんだろうなと私は思っております。

次の大きな2番目の質問に行きます。

教育委員会の職員の欠勤について。4つ、ずっと挙げましたけれど、処分をしなかった理由について、教育長は、要するに正当な理由があったということと言われました。今回の事案の最大の論点は、無断欠勤はしたが、連絡があった欠勤は不問とした点なんですよ。それで、教育長は、前の私の一般質問の時は、無断欠勤も連絡があった欠勤も処分の対象であるという答弁もなされました。今回は、前言を翻して正当な理由があったということなんですから、では、質問しますよ。

正当な理由というのは、4件を私は言いましたけれど、どういった理由なんですか、正当な理由というのは。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほどの翻したということ、正当な理由に翻したということは、先ず翻しておりません。一貫して正当な理由ということで話をさせていただいております。

正当な理由というのは、やむを得ない理由、どうしても勤務できない理由ということで、病気等が一番考えられると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

教育長、もう一回質問しますね、よく聴いてくださいよ。

処分には、2つあります、大きく。懲戒処分と分限処分と2つあります。じゃあ、懲戒処分と分限処分の違いは何ですか。これをお答えください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これは、本人のかしによりますか、故意による、そういうもので違反した場合。それから、分限

処分は、本人の意思にかかわらず行う処分であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

じゃあ質問しますよ。通告書（2）の平成 30 年 10 月 2 日から平成 30 年 11 月 15 日までの 31 日間、この件について 3 月定例会の登壇での答弁です。前教育長の時の平成 30 年 10 月 20 日以降の 80 日について処分審査会において審議がなされたが、その結果については、教育委員会に上程されず審議がなされていません。とこういうように答弁されています。これは間違いありません。間違いありませんよ。

じゃあ、処分審査会において審議はなされた。しかし、その結果については教育委員会に上程されていません。この時の町長は渡邊悟氏でした。処分審査会において審議はしたけれど教育委員会に上程されなかったと。じゃあ、これからの質問は町長にお伺いします。

なぜ審議の結果を教育委員会に上程されなかったのか。これは渡邊悟氏の時なんですけれど、ちょっと酷かもわかりませんが、岡田町長に質問します。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ちょっと私が答えて良いかどうかわかりませんが、まず、前回もお答えしましたが、病休の後に、それから休職、それから分限懲戒という流れを取っていただければこういうことが起こらなかったのかなと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今、まさに町長が言われたのが正解なんです。こういう手順を、町や教育委員会が、きちんと手順を踏んでいけばこの該当職員みたいなことにはなっていなかったんですよ。だから、今の職員は犠牲者ですよ、私から言わせれば。町と教育委員会がしっかりと処分の仕方を熟知していなかった。ここに起因するんですよ。今の該当職員はある面では犠牲者とも言えます。

今、正当な理由がありましたと言われますけれど、この正当な理由というのはね、もう一回私は病気休暇、病気になっていたと聞こえてきたんですけど。正当な理由について、ちょっともう一回、教育長、再度お伺いします。もう一回具体的に、明確に言ってください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

やむを得ない理由ということです。その中に病気も入ると思いますとお答えしました。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は具体的にと言いました。正当な理由イコールやむを得ない理由。これは具体的に何ですか。

違うでしょう。教育長は、それで教育者ですか。私は、子どもたちは理解できないと思いますよ。正当な理由をもっと明確に教えてくださいよ。

例えば、私は、県教育庁総務課のある担当者に聞きました。正当な欠勤の理由とは何ですかと。たぶん県の教育庁は、そういった職員はいないんでしょうけれど、いませんということで。どういう事例かと言いました。例えば年次休暇 20 日、まあ、やむを得ない理由で使い果たしてしまった。その職員は、心身ともに健康、職務遂行能力も高い。しかしながら、正当な理由で欠勤せざるを得ない場合はどういうことかという、両親あるいは奥様、お子様が、本人にとって代わるべき人がいない。欠勤せざるを得ない、真にやむを得ない、こういうのは正当な理由ということを県教育庁の総務課の職員は申しております。病気とか、先ほど町長が答弁されて病気だったら当然 20 日間費やしたら病気休暇、結核を除いて 90 日間取れるようになっております。

それで、90 日間病気休暇を使い果たした、当然、また病気をした。次は休職という段階を手続きを踏んでいかなければいけないんです。その手順を踏んでいなかった。こういうことです。

ここの、こういうところですよ、ここのところをどうされるんですか。今回どのように処置をされるのですかとお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

今の病休が 90 日超えた場合には休職ということで、そうすべきだったということで以前の答弁でも致しております。ですから、今後の病休が 90 日を超えた場合には休職の手続に入りたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

政策は継続性がありますね。じゃあ、今までのやつを不問にするということですか。私は冒頭申し上げましたよね。いいですか。一般質問通告書に書いています、欠勤が 154 日間に及んでいたんです。教育長は 154.5 日になっていますけれどね。病気休暇も 195 日ですよ。90 日をはるかに超えていたんです。病気休暇の 90 日を超えていることはおかしいですよ。90 日を超えるのは結核患者の場合だけですよ、越えていいのは。それを超えて 90 日以上も、195 日間も病気休暇を与えていたんです。いいですか。

そういう人事管理、町としてと、教育委員会の人事管理がいい加減。これを不問にしたら後に続く人事管理がおかしくなりませんか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

議員ご指摘のとおりだと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ご指摘のとおりですよ。ご指摘のとおりなんです。だから、それを今後、そういったことを、今までの処分をどうされるんですかとお聞きしているんです。

質問を変えますよ。人事院、東彼杵町の処分規定は人事院の規則を準用していますよね。人事院の懲戒免職及び停職は何日、懲戒免職の停職は何日以上となっていますか、ご存じですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

欠勤の場合は21日以上が停職、又は。

○——△——

何日。

○教育長（粒崎秀人君）

21日以上が停職又は免職ということになっております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

そのとおりなんです。それが、その21日以上が154日間に及んでいたんですよ。

正当な理由と言って、教育長は、正当な理由を明確に答えておられない、病気休暇と言って。病気休暇は正当な理由になりませんよ。先ほど私が言ったように、本当、真にやむを得ない理由がないと正当な欠勤になりません。違いますか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

本人がどうしても出勤できない状態であった場合には、病気もありますし、それが正当な理由と、やむを得ない理由というふうに捉えております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

もう一回勉強し直してください。病気は正当な理由にならないんですよ。病気休暇の場合は分限処分、病気休暇とか休職にいかなければならないんです。それを欠勤扱い、正当な病気が正当な理由の欠勤の理由に値するという教育長の答弁なんですけれど、もってのほかですよ。本当にその答弁は間違いないですか。良いですか、それで。病気が、体の調子が悪いと正当な理由に値するという教育長の答弁なんですけれど、それでいけますか。訂正されませんか。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の認識としては出勤できない、やむを得ない理由ということで捉えております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

じゃあ、今、教育長は病気休暇は正当な理由に値するという答弁が間違っていたらどうされますか、今の教育長の説明は。病気休暇は正当な理由にあたるという、今、教育長の認識なんです、認識が違っていたらどうされますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり町長が答弁します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員がおっしゃられることはそのとおりだと思うんですが、今まで粒崎教育長はその時点でおられませんでした。前は加瀬川教育長です。ここの責任を取って最高の処分である辞職、これをされておりますので、私はこれで最高の責任を取ったという形にさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

大半は前町長、前教育長の時ですよ。しかし、今の町長、今の教育長の時もあるんですよ。それが何かというと、(4) 項、令和 2 年 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 3 日までの 9 日間の欠勤です。これは岡田町長、粒崎教育長の時ですよ。同じことを前町長渡邊悟氏、前教育長加瀬川哲文氏がやられたことをそっくり踏襲しておられるんですよ。違いますか。

前町長と前教育長の時だけではありませんよ。同じやり方を全く踏襲しておられるんです。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

この令和 2 年の 7 月 20 日から令和 2 年 8 月 3 日までの 9 日間についてですけれど、これは 7 月 13 日から本人が変調を期たしまして、年休を取っておりましたが、年休がなくなったために欠勤扱いにせざるを得なかったということでありまして、その年休の時点で医師の診断を受けるように指示しましたが、それが本人の体調が悪くて遅くなったということでありまして、そこには勤務できなかった、やむを得ない理由があったというふうに判断しております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

先ほど何回も言っています。体調の悪さというのはすべて病気休暇、休職なんですよ。それは欠勤の正当な理由にならないんです。いいですか。それを、教育長は正当な理由になる。これは認識の違いはありますよ、教育長と私と。このまま質問しても教育長は体調の変化、体調の悪さは正当な欠勤の理由になるという主張である。私は、その主張でない。これは後で検証しなければいけない話です。これをいくらここで長くやっても詮無いことですけど。

いずれにしても、前町長、前教育長のやられたことを、今の岡田町長、粒崎教育長は踏襲しておられることは間違いなく、同じやり方です。体の調子が悪いことを正当な理由の欠勤の事由として認めておられる。これが果たして良いかどうか。

私は、この問題に対してほとんど時間も無くなってきたんですけど、この職員の件は、平成29年9月4日からの病気休暇から始まっているんです。この病気休暇を取ったことは正解だったんですよ、体調の悪さだったですから。先ほど言っている様にほとんどが前町長、前教育長の時代から始まっております。

もう一回繰り返しますよ。この職員は、このような不適切な人事管理の犠牲者であったと私は思っているわけでございます。この職員は年間取れる20日間、年次休暇20日間ほとんど全て取っています、全て取っています。そして、病気休暇取得も原則90日、結核については90日以上取れるんですよ。しかし、90日以上病気休暇を与えていけないようになっていきます、これは規則で。それは195日間に及んでいました。そして、先ほど言ったように欠勤も、教育長から言わせると病気休暇、体調の悪さも正当な理由に欠勤と言っておられますけれど。欠勤154日間に及んでいたわけです。今度は休職も、休職は令和2年3月2日に始まっております。一部の期間を除いて欠勤とか、仕事に来た期間もあります、それを除いて、現在も続いておりますね、休職。

すなわち、この4年間、勤務実績はほとんど皆無ですよ。皆無に近い状況です、4年間ですよ。そして、今、休職も始まったばかり、1年もなっていません。最大、あと2年ちょっと、3年間取れるんですよ、休職は、最大ね。可能性があります。可能性と言っておきますよ。それで、1年間は、給料80%支給されます。あとの1年6か月は、たぶん組合あたりからの手当てが3分の2支給されていきます。あとの半年間も3分の2。いいですか。

このことを問題視する一町民から、匿名の手紙が寄せられています。これは岡田町長も見ておられますけれど。これを欠勤を今言った教育長みたいに正当化する。本当に誠実に税金を納めている町民の方からは、いや、そのくらいよかたいと言われる町民はおりません。このことを知られた多くの町民は、役場は職員に対しては超あまかね。職員さんたちはよかね、保護されて。民間はこうはいかんばい。という声がほとんどです。町民のために一生懸命やっている真面目に、ほとんど、ここに居られる課長クラスもそうです。一生懸命やっている課長クラスの心中はどうなんですかね。同じように見られたらたまったもんじゃないと思います。悪しき前例を作ったらいけないんです。もう一回、教育長、このこと、私が言っていることが正当か、教育長が言っていることが正当か研究して、あとで私に、今の場面でなくて良いですよ。報告していただいけませんか。いかがですか。さっきから平行線になっているもので。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

もう一度確認をさせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは町長にお伺いします。この職員に対する人事管理の規則に基づいて、もう一回適切に行われてきたのかどうか。私は、やはり弁護士さんなんかの第三者委員会によって、この問題解決検討委員会を立ち上げていただきたいと思っているんです。そうしないと、過去をしっかり清算をする。どうしたらいいか今後の職員の処分はどうあるべきかを、本当にやらないと私が今教育長と私の問

題見解の違いがずっと平行線で行くということは、これは町にとっても、役場にとっても決して良いことではないと思っているんです。この点、町長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、町にも顧問弁護士がいらっしゃいますので、その方と協議をさせていただいて、後ほど報告はさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で5番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時44分）

再開（午前11時00分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番議員、橋村孝彦君の質問を許します。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おはようございます。

今回は、道の駅改修に伴う信号機移設についてと題していたします。

本町の道の駅は、これまで紆余曲折しながら現在のような素晴らしい道の駅になりましたが、これは経営者の努力と町民の理解が大きな要因と言えるでしょう。

その結果として、現在の繁栄した道の駅となり、更なる地域貢献が期待され、重点道の駅に指定されたものと思っております。

しかしながら、道の駅拡幅に伴い、出入り口の交差点、信号機が移設されましたが、これによる交通体系の変化は影響が大きく、危険性が高まっております。

まず、公共施設の最たるものである総合会館、児童体育館、図書館、この図書館の施設には学童保育、商工会、町バス及びスクールバスの駐車場などがありますが、さらにその先には、役場庁舎の出入り口と続きますが、現状の状態が続けば、交通事故が起こる可能性は極めて高いと言えらると思います。

また、交通事故に至らなかったとしてもトラブル発生の原因となり得ます。すでにその事案は少なからず発生しております。交差点の信号機や横断歩道は、安全性や流れの円滑性を高めることが本来の目的であって、一施設の利便性のために存在するものではありません。

道の駅出入車両を優先したがゆえ、一般通行車両や町民、横断歩道者が危険にさらされることは本末転倒であり、道路交通法の概念からしても決して容認できるものではありません。

この信号機交差点の移設は、平成30年9月の全協で概略説明があり、当然執行部も承知されたと思いますが、危険性は想定されていたのか。それとも想定外だったのか。想定されていたのであれば改良、改善の要請は申し入れたのか。

更に今後どのような安全対策を講じるのかお尋ねしたいと思います。

2点目、シニアカーの交通安全教室、講習会についてでございますが、高齢者の増加に伴い、シニアカーの利用者数が増加傾向にあります。よく見かける光景として斜め横断、後方確認なしでの進路変更、自動車道の進行、横断歩道のない所での横断など、危険行為が時々見受けられます。特に、車の運転経験のない方は、交通ルールをよくご存じないのか心配されます。すでに、そのような方と自動車と衝突した事案も発生しております。

いったん事故が起きれば本人はもちろんのこと自動車運転者にも多大な負担を強いられます。交通安全教室を開こうにも、シニアカーは歩行者扱いとされ、道路交通法の適用外であり、警察の交通課では安全教室等を実施された事案は、私が知る限りありません。

安全安心なまちづくりの一環としてシニアカー利用者及びその予定の方などを対象とした安全教室、あるいは講習会等を開催すべきと思いますが、町長の見解をお尋ねします。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、橋村議員の質問にお答えします。

道の駅出入口交差点の変更についてでございますが、道の駅の交差点につきましては、今年3月23日の早朝に、現在の位置に変更されております。変更された当初は、朝の通勤時間帯で交通混雑が発生し、利用者の皆様にご不便をおかけしたのではないかと考えております。最近では、新型コロナウイルスによるリモートワークの影響もあるのかもしれませんが、混雑も少し解消し、国道の流れは変更前の状態に戻ったように感じております。

交差点の位置につきましては、国土交通省より平成28年1月15日に3案の提案を受けております。3案の中で、道の駅の施設としての一体性が一番優れている案として、国土交通省より推奨されたのが今回変更された位置でありました。

その後、町と国土交通省との協議や国土交通省と公安委員会との協議を経て、最終的に平成29年5月17日の国土交通省と町との合同会議において今の位置へと決定をいたしております。用地交渉等の都合によりすぐには公表されておりましたが、先ほど橋村議員がおっしゃいましたように、平成30年9月議会後の全員協議会において、前町長より交差点位置の変更等について図面を示しての説明がっております。私もその時は議員でございましたので、前の町長に質問をいたしました。国の図面に町としては注文を付けられないのですかという質問に対して、前町長は、大きな道路の基本は変えられませんという回答がっております。

危険性が高まったということですが、現在、町道宿8号線を含め道の駅本体も工事中でございますので、少なからず町民の皆様にはご不便を掛けていることと思いますが、全ての工事が完了しますと、それも解消されていくのではないかと考えております。

先ほどの行政報告でも報告をしましたように、川棚署に行きまして、信号がなくなってどうしても困るということで注文を付けましたが、なんとといっても距離が近すぎて信号機は無理だと。しかし、その代わりに駐停車禁止、その辺の要望をしておりますので、川棚署としては、今後は国道の管理者の国土交通省と協議をしてくださいということでございますので、当然町としても宿8号線

を郵便局の方に回して交差点としての位置付けをもってまいりますので、このような形で今後は国土交通省と協議をしまして、駐停車禁止の工法をどのように示していくのか、これから検討させていただきたいと思っております。

次に、シニアカーの交通安全教室についてでございますが、シニアカーを利用される方をお見掛けしますが、その取扱いは、電動車椅子として歩行者扱いであり、町内の普及台数は把握できておりません。川棚警察署にシニアカー利用の交通事故発生状況を確認したところ、令和2年中に長崎県内で1件の事故があつている。川棚警察署管内ではないと思われるという回答がございました。

シニアカーや原付二輪車に限った交通安全講習は、平成18年に川棚地区交通安全協会の主催で実施された実績があります。その後は、高齢者交通安全教室として町内2、3か所、ゲートボールやグランドゴルフの合間に行われ、その中でシニアカーにも触れて安全講習が行われています。

近年の実施状況を交通安全協会に確認しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、近年は講習実績がないようです。しかし、コロナウイルスの発生前は、東彼杵町内でも年に2、3か所のサロンやゲートボール場などで高齢者交通安全講習を行っていたとのことであり、川棚地区交通安全協会の指導員もシニアカー安全の講習の資格を持っているので、講習会の要請があればすぐ行きますとのこと。

町も高齢者交通安全講習に5万円ほど予算がありますので、新型コロナウイルス感染症の終息や落ち着きを見た上で、交通安全協会と協力して高齢者の安全教育に努めていきたいと考えております。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほどからの町長の答弁の中で、これは当然、前の町長の時代の話で、今の町長に言われてもという思いがあるのかもしれませんが、行政というのは、当然、継続性が求められますから、特に町民の生命、財産に関わる部分でございますので、これはしっかりと対応していただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そこで、先ほど川棚署との協議の中で、たぶんゼブラゾーンのことだろうと思うんですけど、そういうことを前提としてされていると思いますけれど、当然、それは最終的には私も譲れない線かなと思っております。

まず、せっかくですから順を追って現状等についてお尋ねしたいと思います。総合会館なんですけれど、ここはグリーンハートホールがございますよね。ここで催しものがあつた時は町内外から多くの方々がお見えになりますよね。そうすると、今の出入り口、昔からあつたあれは、非常口というか裏口と言うか、そういった受け止め方を私たちはしていたんですよ。じゃあ、なぜあの時、道の駅の前に信号がありますよね。あそこに総合会館の出入り口を作っておけば何ら問題なかったと思うんですけど、そこら辺についてはどういう考えをお持ちですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

入口の件は今となつては何ともどうしようもありませんけれど、私もそういうことで昔の入口の

ままがよかったのかなと私も感じております。と言いますのは、今ちょっと宿8号線の交差点も郵便局側に今工事をしていますけれど、町道も変則的になりまして、総合会館の方も右折が今のところ厳しい状況です。そういう状況で、信号があれば、信号は、手押しボタンは車のためにある信号機ではないと私は怒られましたけれど。あそこは感應式でございましたからよかったのかなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

それと、日常的に、常態的にあそこを出入りされているのは社協がありますよね。教育委員会がでございます。ちょっと私、社協の女性の方にお尋ねしたんですけれど、朝のラッシュ時、先ず右折は無理だと、無理。だから、私もそうなんですけれど、あそこから出入りする時はまず右折できません。ですから、左折して江頭の方にまわって、川棚方面に行く時は、そういうやり方をしているんですよ。それは、確かに社協あたりに働いていらっしゃる方は当然そういうことを知っているから自分の中でリスクを回避するということでそういうことをされ、急がば回れという感じにされていると思うんですけれど。そういう人たちは、自分なりのリスクを回避する術を知っていらっしゃるわけですよ。毎日ですから。

でも、例えば、グリーンハートホールに来た方々たちや、臨時的に来た町外の方はわかりではない。だから、そういったリスクマネジメントをすべての人に課するというのは酷な話であって、これは、設計者、あるいは管理者、こういったものを想定しながら、私は設計の段階からやるべきだったと思いますけれど、それについてはどう思いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は何とも、そういう立場でなかったので言えませんけれど、おっしゃるとおり協議は十分すべきでございましたが、今後、宿8号線の改良が完成しますと、総合会館の右折車もそちらの方に回って、社協の方もそっちに回って、信号で出るような、四差路交差点になりますから、ちょっとしばらくご辛抱いただきたいと思っております。

非常に、右折は、私は町バスの運転手をされている方からもお聞きして、今、旗を持っておられて、中央線に出ないと、こっちは止まってもらうんですけれど、やはり向こう側の、川棚から千綿の方に向かう車がなかなか止まってくれないということで、前に出て止めている。ちょっと危険を感じているということもおっしゃっていました。確かにですね。

ですから、右折車というのは、今、総合会館だけでなく、他の地域も混雑する道路は、店なんかもそうですけれど、右折するのは非常に危ないですから十分注意をしていただきたいと思います、しばらく交差点が完了するまで時間が掛かりますけれど、何とか交通安全に対応していただければなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

交差点が完成するまでというお話なんですけれど、そもそも青写真はできているんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

町の予定としては年内を見込んでいますけれど、交差点の切り替えが絡んできますので国土交通省と詳しく協議をしなければいけないんですけれど、本体の工事の方が当初の予定より少し遅れているみたいですので、年内にできるかどうかというのはちょっと今のところ微妙なところではあります。町としては年内を予定しております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

これからは国交省と協議をしながらやっていきなさいという話なんでしょう。でも、当初から、今言ってもしょうがない話かもしれませんが、なぜああいう設計をしたのかというのは、今さらながら、素人目から見てもこれは危険極まりない。なぜ、その時、協議をされた時、前の町長の話をしてもしょうがないんですけれど、なぜそういうことを想定して進言しなかったのか非常に疑問なんです。今さら言ってもしょうがないかもしれませんが。

先ほど、町営バスの云々という話をされましたけれど、このことについてはあまり言及はしたくないんですけれど、確かにトラブルはあっています、右折時に。黄色い旗を作っていただいて何とか急場をしのいでいるという話なんですけれど。確かに、あれは公的拘束力というのはないんですよ。善意に基づいてちょっとお願いしますよという話なんです。ですから、これもなかなか100%止まってくれるというわけにはいかないんですよ。ですから、そこら辺も含めてそういうのがありますから、今後の課題として何とかしなければいけないなというのがありまして、そういうことを言ったんですけれど。

それと、図書館側からの出入りに絡んでいきますけれど、あそこは、学童保育があります。学童保育の送迎のお母さん、保護者が来られている時間帯というのは、かなり夕暮れ時のラッシュ時間帯ですよ。あれを見ていますと、やはり怖いですよ、大丈夫かなと。特にお母さんたちが多いですから、男性みたいに強引に出るということはないし、非常に困っておられますから、そこら辺も大きな課題だと思っているんですけれど。そういうことも絡めてお願いできればと思っております。学童の送迎者の方々にそういった注意喚起とか、そういうのをされていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

学童の方にまだ注意喚起とかはしていませんが、私は学童そのものを、あそこは耐震化ができていませんから、将来的に、すぐにはできませんが、今ちょっと案がございまして、学童の場所を、

議員の皆さんにお諮りして違う所に私は移していきたいと思っております。

それで、そういうことで、学童は議員さんから質問があつていました耐震もできておりませんので、そういう形で、ちょっと違う所を模索をしておりますので、学童の皆さんと協議をさせていただきますけれど。会長さんと言いますか理事長さんですかね、その辺の方とは話をしておりますので、学童につきましては危ないということでございますから、場所を変えるということで。あそこは、当然将来的に解体も順次しないと厳しい状況でございますから。そういう形で検討しております。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

それと、真向かいの体育館は、室内競技等々があつて、町内外の方もいらっしゃいますけれど、そういう時には図書館側と体育館側を渡る子どもさんたちは結構今まで多かったですよ。今まで、あそこは信号があつて横断歩道があつたんですけれど、子どもたちは遠回りでも信号の横断歩道を、道の駅側を渡っていくと思うんですけれど、やはり大人の人で急ぐ人は、信号がない所を渡る人が少なからずいると思うんですよ。そういうことの対策もしていかないとと思っているんです。それと、先ほどの中でいけば、そういうことも含めてこれから検討されるという話なんでしょうけれど。

課長の話でありました総合会館と郵便局の間は、今、信号機が立っているではないですか。そうすると、総合会館の裏に何軒か民家がありますよね、そこは通れるんですか。今の状態では通れない状態なんですけれど。今後どうなるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

今の町道宿 8 号線ということによろしいですか。

○——△——

郵便局と総合会館の間。道がありますね。

○建設課長（楠本信宏君）

そこを、今改良しまして、ちょうど道の駅の入口の所の前に町道が付け替わるようになっております。今ある所は封鎖と言いますか、通れなくなります。ですから、奥の方は今作っている道を利用して国道に出られるようになります。信号機を利用して出られるようになります。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ということは、いわゆる公道が接続されるというふうに理解して良いですか、гент川を塞ぐのではなくて。

じゃあ、お尋ねしますが、ゲント川をまたいで通ることになりますよね、なるでしょう。そうしますと、それは公道になるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ゲント川にボックスカルバートを入れて町道にするという形にしておりますので、工事は今しているんで、そういう形で。普通の水路の上に通るような形の、トンネルを作るようなボックスカルバートを埋め込んでいきます。そういう形で町道として使用するというところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

それと、郵便局の駐車場がございませぬ、あそこは、前はなんとか公道との接点がありましたが、今、先ず公道との接点がないわけですね。私はずっと疑問に思っていたんですけど、何月だったか一般質問でも、駐車場が段差があるから何とかしなさいよというふうな一般質問があったかなと思うんですよ。私は、あれを聞いていておかしな話だなと思って聞いていたんですけど、公益性があると言っても、やはり郵便局は民間企業ですから、そこに接道なしで公道を通過してその駐車場に行かなくてはならないという話なんですよ。

そうすると、あそこの段差が、利用者が危ないとかあるならば、これは町に言うべきではなくて、所有者たる、あそこのあの人にさせればいいんですよ。自分たちの車の部分は段差はないんですよ。お客さんの駐車場だけに段差があつて、段差があるからやりにくいから町に何とかしてと。そういう話は、これは言うてください、私が言ったと良いうから。郵便局のあそこの所有者に、段差を削るか下げるかしてくださいと。まず、それはどうですか、言うてくださいよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、段差を、まだ児童体育館の敷地でございましたから、段差とか何とかを付けるわけにはいかないはずと回答しております。今後、宿 8 号線を回しますんで、構造的な変更につきまして建設課長の方から説明をさせます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

今、工事中のため迂回路として道路の認定をしておりますけれど、工事が完了しましてもそのまま町道として残したいと考えておりますので、その時に、少し線を引いてあるんですけど、もう少し役場側にずらしまして、2 車線取れますので。郵便局のあそこの駐車場の所は、実際、町有地になっているんですけど、少しスペースが取れますので綺麗に駐車場として使用できるように、縁石あたりを並べて進入路を整備したいと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ということは、町道宿 8 号線を延長して郵便局の駐車場側まで延ばすという話なんですか。そういう話なんですか。

○——△——
——△——△——

○10 番（橋村孝彦君）

了解しました。

それと、もう一つですけれど、その真向かいに民間の美容室がございますよね。これは、将来的には道の駅が完成したら、国道から入れるということになっていたんですけど、まだ閉鎖されていますよね。その理由は何ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

国道の切り下げあたりはしてあるみたいなんですけれど、まだ歩道舗装のやり替えが完全に終わっていないのかなと思います、その辺については国土交通省と当事者に話を聞きたいと思いますので、あとで報告したいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

舗装というか、国道側はすべて出来上がっていると思うんですよ。舗装されていないのは民有地なんです、元公有地なんですけれど。これは、前の町長の時の話になって申し訳ないんですけど、あそこが完成してあそこから出られるようになったら、公有地との線引きはぴしゃっとさせるよという話をされたことがあると思うんですよ、ブロック塀なりフェンスなりね。そうしないと、今の現状でいきますと、公有地、いわゆる商工会側。そうすると、駐車スペースがどうしても少なくなってくるんですよ。あそこがぴしゃっと区切ってしまうとすれば駐車スペースが数台増えますから。これも将来的に、近い将来、そこら辺は行政指導としてフェンスなりブロック塀なりしていただけるようお願いしたいと思いますので、そこら辺もお願いしておきます。

それと、私は道路交通法の概念からしていたんですけど、道路交通法を実は私、持って来ていますが、目的は第 1 条に、法律は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とすると書いてあるんです。つまり、車や歩行者が安全に使用できるようにする法律というふうに解釈できると思うんですけど、今の現状のインフラ整備では、まさに道路交通法の概念とは全くかけ離れたインフラ整備になっているんですよね。そこら辺についてはどう思われますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

インフラ整備につきましては、町と国土交通省と協議をして決定して今の出入り口になっていません。決定して工事をされているものですから、今となってはちょっとインフラのあれが悪かったと言っても、今のところ要望をしてもたぶん無理ではないかなと思います。

というのは、横断歩道は、歩行者のために信号機もあっていきますのでそっちの方を回ってもらうしかない。そして、車の方は先ほども言いましたように、できれば町道が回って交差点になった時にはゼブラゾーンか駐停車禁止の枠がありますから、それしかない警察とも協議をしております。あと、交通省と協議をするものでございます。

とにかく、交差点になればそこは自動的に駐停車禁止。これは道路交通法で決まっておりますので。そういう形しかない。今となっては、ちょっと信号機の移設とかもう一つ増設とかは非常に困難でございます、なかなか厳しい状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

先ほどから聞いておりますと、今となってはどうしてもできないという話なんですよね。それは何なのと言ったら、それは協議の時点で合意した、この時点で実は間違っているんですよ。今さらできないと言ったらこれは何も改善できませんよ。そうでなくて、ここはやはり政治力を使って、担当の国交省は誰が来たのか知りませんけれど、結構わけのわからない人が来られたのでしょうか。こういうことは全く想定できなかったというのは能力不足ですよ、私に言わせれば、国交省のその職員、誰か知りませんが。それならば、それをつてに、楯に交渉の余地は私はあると思いますよ。地方の国交省で話にならないなら本部の東京に行っても良いではないですか。そういうことをして、町民の安心安全を守ってくださいよ。それがなくて町民の福祉の向上なんてできませんから。先ず生命、財産を守ることが第一、一次的な役割でしょう。そういうことを、努力することをしないと、今の現状を変えることはできませんよ。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、法に基づいての協議をしているところでございますから、いくら申し入れしても信号機の間隔もございまして、そういうのができない。歩行者は、新しく信号機ができたから今そっちの方を回ってくださいということは私は伝えているだけでございまして、町と国交省と協定で、正式な紳士協定でこういう形になったと。議会としても説明があった時に、私も随分質疑をしたんですけどそういう答えだったと。だから、本来なら、その時に町ももっと詳しく説明をすべきであったし、協定を結ぶ前にしなければいけなかった。今となっては、いくら政治力を使ってしても、私は、信号機の間隔は警察が認めないということでございましたからできないし、ただ、何回も言いましたように、交差点の駐停車禁止は協議したいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

信号機の設置区間というのは、おそらく 150m だと思うんですよ。それ以内の重複した設置は、間違っているかもしれませんが、たぶんそうだと思いますけれど。

でも、それは仕方がないとしても、こういう危険性が伴うものに対して紳士協定でという話は私はいささか納得できないです。こういうのに紳士協定なんて必要ないんですよ。安全性を主張するのが受益者と言いますか、そのトップがするべき話だと私は思っています。

先ほどからゼブラゾーンということの話なんですけれど、これは公安委員会の交通規制の中で明確に書いてありますから、公安委員会と協議すればゼブラゾーンは、私は是非してもらいたい。これだけは最終的には譲れない。今の状況でいったら、まさしく事故が起きるでしょう。ですから、例えば、右折、総合会館の今の出入り口の所のゼブラゾーン。あるいは、図書館側からの出入り口のゼブラゾーン、体育館側のゼブラゾーン。ここら辺は白では駄目ですよ。役場庁舎のところにあるのではなくて、黄色のゼブラゾーン。松原のあそこなんか黄色でしてあります、前の発電所前を通る所。あそこは黄色でしてあります。そういった拘束力のある処置をしないと、今のままではどうしようもないから是非そういうことをやっていただきたいと思います。ゼブラゾーンに関しては約束できますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私がするなら約束をしますけれど、国交省、公安委員会とございますから。ただ、21日に早速建設課長と河川国道事務所長に面会の申し入れをしておりますので、その時また強く、お願いをしてみたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

これは約束してもらわないと。強力に進言しないと。そこは交渉でしょう。まず、ゼブラゾーンだけはとにかくしてください。そういうことをお願いして次のシニアカーの話にいきます。

実は、今朝、いみじくもネットニュースを見ていましたら、アメリカの女優さんなんですけれど、ニューヨークで電動スクーターとぶつかって、外傷性の脳損傷で重体になられているという今朝のネットニュースで見たらそれが載っていたんですけれど。

シニアカーの交通事故という部分から見ますと、歩行者ですから車のような損害保険、任意保険等はないわけですよ。こういった時に補償問題も絡んできますから、先ほどの話でいけば時折ゲートボール場でしているという話でしたけれど、やはりピシヤッとした形で町の方でそういったものを含めて説明と言いますか講習会をしていただければ、もう少し大きな規模でして、各ゲート場で分散して期間も長くかかるでしょうから、ある程度まとめてしてもらって、特に賠償関係、保険関係、今、仮にシニアカーあたりに保険を掛けるというのは特約の傷害保険ぐらいしかないと思うんですよ。今の状況でいけば、そういうのを掛けている人は私の知る限りではまずいらっしゃらない。ですから、そういうことも含めて、特に車の免許を持たなかった人たち、こういった方々が特に危ない。

先ほど交通事故の実績がないという話をされましたけれど、2、3年前、1、2年前か小学校の前で車とシニアカーがぶつかったんですよ。交通事故扱いになっていないのかもしれませんが。それは新品のシニアカーを買ってあげられましたからね、自動車の方が。それも実を言うと、私たちから見ればシニアカーが無理しているんですよ。ですから、記録として残っていないのであれば、事故扱いにならなくて示談で済んだという話なんでしょうけれど。そういう事案は実はあるんです。

どうしても、私は個人的に特定した人がいるんですよ、危ない人。私は、内々に警察に実は言っているんですよ。名前は言いませんけれどね。こんな人だから、何かの時にうまく言ってシニアカーに乗っているがどうですかと、ちょっと注意してくれないかと、私は実はお願いしているんです。

ですから、町としてそういうことができますか。どうですか。色々な方たちの協力を得ながらすれば、ある程度まとまれば、もう少し効果的な講習会ができるのかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、町も把握をしておりますので、例えば、地区の区長さんたちをお願いをして、シニアカーを持って、シニアカーで通行されている方の名前などをお聞きして、そうすると通知もそういう人たちをお願いして全体で、例えば、彼杵、千綿の2か所ぐらいで、コロナが収まった段階で講習会とか。なかなか遠くまで来れないとなれば各地区に細かく入らなければならないと思っております。まず、現状を把握をさせていただいて、そういう形で進めるように、講習会を川棚の方をお願いして、交通安全指導員の方も免許を持っておられるそうですので。

そういうことで、やはり事故の防止を未然に防ぐためにはそういう話を展開していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

最後になりますけれど、今回はそういった交通安全とかそういった部分に関するものをテーマにして挙げましたけれど、やはり最終的な目的というのは、安心安全なまちづくりの一環としてこういうことをしていただきたいということが最大の目的でありますので、いろいろとありましたけれど、これをもって私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。失礼いたしました。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

以上で10番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時42分）

再開（午後01時11分）

○議長（吉永秀俊君）

時間前でございますけれども全員お揃いのようにございますので、休憩前に引き続き、会議を開きます。午前中に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をさせていただきます。

1、地域公共交通体制について。

以前から、高齢者タクシー利用券を活用した予約がとれにくいということを聞いています。そのため、近所や親戚の方などに送迎をお願いしているとのこと。今年度からは、高齢者タクシーの利用の方法も便利になり、一層予約がとれにくくなるのではないかと思います。そのような中で、町としても地域の住民による交通手段を考えているということですが、協議が進んでいないということでしたので、現在の状況がどのようになっているのかをお尋ねします。

2、幼児が遊べる遊具の設置について。

他の市や町から東彼杵町に嫁がれ出産をされたお母さん方から、東彼杵町は海、山、川など自然はたくさんありますが、幼児が遊べる遊具が置いてあるところが無いですねという話を聞きます。以前であれば、シーサイド公園にありますよと言えましたが、現在は立ち入り禁止となり使用できない状況ですので、町有地を活用し、町が自由に使用できる場所の提供ができないかお尋ねします。この件につきましては、家族で移住された方や私と同じぐらいかちょっと上の方から、孫が遊ぶ場所が無いということの話を聞いております。

3、高齢者に対する新型コロナワクチンの接種状況について。

現在、全国的に医療従事者や高齢者に対する新型コロナワクチンの接種が行われています。大都市等においてはいろいろな問題があるようですが、東彼杵町の現在の状況や今後の課題等はどのようになっているのかをお尋ねします。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは立山議員の質問にお答えいたします。

地域公共交通体制についてでございますが、地域の住民による交通手段について、前町長の時に調査研究をされましたが、その後進んでいません。

公共交通については、町が自ら主体となった町営バスとして平成16年から自家用有償旅客運送を実施してきましたが、路線の増加に対し利用者は年々減少し、バス事業の収支は悪化しています。また、運転免許を持たない高齢者の移動手段としてタクシー利用券も開始しました。高齢者の移動手段として利便性は高まったものと思っています。

こうした、バスやタクシーを活用した有償旅客運送の他にバス路線等が無い公共交通空白地帯におきましては、地域の住民が主体となってボランティアや地域の助け合いといった活動において道路運送上の許可登録を受けないで地域の足が確保されている事例があります。

町では、平成30年に島根県や福岡県小郡市に自治会役員とともに視察を行っております。しかし、道路運送法上の許可登録を受けないということは、輸送の安全や利用者保護の措置が担保されていないということになります。車や燃料、保険など、町が補助するとしても運行主体は地域にな

りますから運転者の技術や知識をどう確保し、輸送の安全を確保するか、事故の際の責任など整理する課題もまだまだ多く、主体となる地域がない状態でございます。

今後も先進事例の調査や実際にされている自治会の方の話を聞くなど調査研究を続けていきたいと考えています。

このように取り組んでおられる方にこちらに来ていただいて講演会等も計画しておりましたが、コロナ禍のためにこれも実現できていません。

続きまして、2番目の幼児が遊べる遊具の措置についてでございますが、シーサイド公園につきましては、昨年の台風9号、10号により被災し、芝生広場への立ち入りを禁止しておりましたが、県によります倒木等の撤去作業が完了したことから、5月31日の夕方から立ち入り禁止が解除されております。

芝生広場内にあります遊具につきましては、令和2年1月に実施した遊具点検で使用不可の判定を受けた一部の遊具の使用を禁止しております。遊具の修理につきましては、県と協議中ではありますが、修理に多額の費用を要することから予算化が難しいということでございます。

また、使用不可の遊具の撤去のみを県にお願いをいたしておまして、新たな遊具を町で設置することが可能かどうかを今問い合わせ中でございます。

次に、3番目の高齢者に対する新型コロナワクチン接種状況でございますが、医療従事者に対しましては、県が管理するワクチンにより実施することとなっており、3月中旬から始められておりましたが、ワクチンの供給不足により、医療従事者への1回目の接種が終了しないままに高齢者の接種を迎える見込みとなったため、国からのワクチンの使用用途制限の緩和に関する通知を受けて、町が管理する高齢者用ワクチンを使用して医療従事者への接種を行うことといたしました。

これにより、高齢者へのワクチン接種に従事する医療従事者は、遅くとも高齢者接種と同じ時期までに1回目の接種を終了し、現在では2回目まで終了いたしております。

また、次の接種順位となる高齢者に対しましては、全国的な高齢者入所施設等でのクラスター事例の発生を受け、本町施設内でのクラスター発生を防止する観点から、まずは入所者等への接種を優先することとし、本町にワクチンが届きました翌日の4月26日から開始をいたしております。すべての施設におきまして1回目の接種が終了し、現在、順次2回目の接種を実施しているところでございます。

その他の高齢者へは、5月8日から総合会館において集団接種を地区ごとに実施しております。現在使用しているファイザー製のワクチンは、3週間を目途に2回目の接種が必要なため、2グループに分けて接種を進めており、現在は1グループ目の18地区を対象に2回目の接種に入ったところでございます。

なお、2グループ目となる16地区の方へは、6月19日から1回目の接種を順次実施する予定にいたしておまして、7月24日までには2回目まで完了する予定であります。

報道によりますと、他自治体では、接種のための予約が取りづらい状況にあるようですが、東彼杵町では、役場が接種日時を指定し案内を行っており、都合が悪い方のみコールセンターへ連絡いただくことになっております。これにより、これまで大きな混乱もなく希望する方へ接種機会を提供することができております。

また、ワクチンは希釈後6時間以内の使用が必要なため、ワクチンの配給も全国的に問題となっ

ておりますが、東彼杵町では貴重なワクチンを無駄にすることがないように、1 回目の最後に余ったワクチンを使用した接種に協力いただける高齢者の方を募集しており、これまで、21 名以上の方へご協力をいただいております。これで、ワクチンを廃棄することなく有効に使用してまいりました。今後は、この協力者の方に加えて集団接種業務に従事いたします役場職員、学童保育指導員や保育士等も対象に余剰ワクチンを使用し、引き続き廃棄ワクチンが発生しないように取り組んでおります。

以上のような状況でございますが、後ほど浪瀬議員の方の質問もでございますので、立山議員への回答はこれで終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

まず、地域公共交通体制についてですが、今年の 12 月の議会で同じような答弁を、町長、確かされたと思っておりますけれど、それから進んでいないということだと思っております。

その時もされたんですけれど、先進地、今進んでいない状況ですけれど、進められるという仮定で話をいたしますけれど、先進地というのは、どこということか、どういうところを考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

平成 30 年に行きました福岡県小郡市、ここも近くでございますので、自治会の役員の方々に進めておられますので、そういった方々のお話を直接聞く機会とか、そういったものを設ければと考えておりましたけれど、先ほど町長が言われたとおり、コロナウイルス関係で集まりというのがいかなものかということで、まだ控えている状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

福岡県小郡市ということなんですけれど、パターンが住民の方に行ってもらおうとした場合いろいろなパターンがあると思うんですね。有償の場合と無償の場合ですね。

この小郡市がどのような形でやられているか、私わかりませんが、先ず逆ではないかと思うんですね。どういうパターンなら町内の NPO なり自治会なり協議会なりができるのかというのを調べてから、それに合った所を先進地として研究していくべきではないかと思うんですけれど、場所を決めたらそのやり方でしかできないような形が、感じがあると思うんですけれど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことではございませんで、一例としてこういう取り組みをされているということで区長会で視察に行かれていますので、そういう形で。色んなパターンは確かにあると思います。あると思いますが、こういう形でしている所もありますよという紹介をさせていただいて、それで、皆さん方のご意見をお伺いする。違う方向の意見が出るかもしれませんが、そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

ちなみに、小郡市はどういう形で、簡単に説明してもらってもよろしいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

小郡市については、住宅団地ができて、本当に公共交通空白地帯なのかという所もございしますが、逆に近くに店がないということで、15分ぐらい離れていたところのスーパーが、こちらが車を用意して、住民の方が運転して、お客さんを連れてきていただくようなバス路線のことができないかと。そういうふうなところから発想が始まりまして、自治会の方でそれぞれ運転手を数名確保されて、1日1回にドライバーに500円とかということで、車はそのスーパーのもの。あと、運営費の燃料とかそういったものは町から補助、保険は、市からですね、行政が補助をするということでやられている。年間100万円から150万円の経費ということで実施をされているような状況です。ただ、ある程度、街中ではございますので、最寄りの駅までとか、そういったものの20分か30分ぐらいで回れるような所を5便、1日に5往復するような形でやられておりまして、全て無償ということで、乗る人はお金は払わないということでございました。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今、説明があったんですけど、東彼杵町とはパターンがちょっと違うのかなというような場所ではないかと。団地ですので、高齢者の方はもちろんいらっしゃるんですけど、若い人もいらっしゃると思いますし、東彼杵町の場合、町バスが通っていますけれど、通っていない所は空白地になるのかなと思います。その方が要するにバスが通っている所まで歩いていくのに時間が掛かるとか、距離があるとか、そのためにそういう地域でできればやってもらえないかということではないかと思うんですよ。

前回、町長が答弁された中で、意識の醸成ができていないというような形で、総務課長も言われているんですけど、区長会や自治会長などに相談はしましたけれど、手を挙げてもらえる所はな

かったという話だったんです。一番困っていらっしゃるのは、やはり 70 代、80 代の方ではないかなと思うんですよね。ですので、もし聴いてもらえる、聴くとした場合は老人会やサロンに来ている方など、そういう方たちにどういう形で困っているのか、どのような運行ができるのであればどういう運行をしてもらいたいとか聞くべきではないかと思うんですけれど、それに対してはいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、老人会にも出席をしますし、サロンにも出席をいたしまして確かにそういう意見を聴きました。これは千綿地区でございますけれど、バスもちょっと使えないという所で、千綿駅まで歩いて行って彼杵まで来て買い物をして、また千綿駅で降りて荷物を持って帰らなければならない。今回はタクシー券でそういう形で対応をいたしましたけれど。

私は今言っておりますのは、例えば、そういうバスが通らない地区。1 つの地区だけではなく、3 つ、4 つぐらいの地区で、運転手を交代で出していただけることになる所があれば協議をしていただきたいということで話を持っていきたくて思っております。

と言いますのは、先ほど言いましたように、事故とか保険とかそういうものも個人の責任になってしまいますから、そこは十分地域で話し合いますして、町が補償をするにしてもやはりそういう形で、ガソリン代、車代、保険。そういう形で、私の構想としては、3 地区、4 地区地域の方で運転だけやっていただければ、そういう形で進められないかと思って。今後また、随時、今はコロナ禍で行けませんけれど、コロナの前は私、呼ばれて行きまして、今度行きますのは東町、本町の、そういうサロンの会議ですけれど、もっとバスの通らない不便な地域に行った時に意見を聴いてみます。よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今町長が言われた形で困っている方の地域なり、協議会など NPO も作れるみたいですので、そういうところを話を聴いて、東彼杵町に合ったやり方で進めていただければと思います。

これと並行してと言うわけではないんですけれど、例えば、どうしても住民の方が、なかなかそういうことはできないなど、自分たちではなった場合なんですけれど、現在町営バスが国道を 8 便走っているのではないかと思うんですけれど、これを減便して、午前と午後と町内の主要な町道を回るような路線の運行というのはできないのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この路線につきましては、公共交通会議等もございまして、急に町が勝手にできないようになっているものですから、これは、また皆さんと協議をしながら。ですから、今から本当に買い物弱者と言いますか、そういうこともございます。そういうのは本当に十分検討をして、小さなワゴン車でも、もし皆さんが運転できるような形に話をさせていただいて、補償とかみんなそういう納得がで

きるような形ができれば、そういう形で進めさせていただきたいと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

わかりました。

町が自由にできないのであれば、いろんな関係するところと話をして可能な限りしていただきたいと思います。

次に、幼児が遊べる遊具の設置ということで、先ほど町長がシーサイド公園は5月31日から立ち入り禁止がなくなっていますよということなんですけれど、ロープははずしてあるんですけれど、立ち入り禁止の看板は置いてあるんですよ。長崎県と書いてあります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠にすみません。看板だけ撤去し忘れておまして、入れるようになっております。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

入れるのかなとは思いますが、ただ、遊具があるのはご存じだと思うんですが、真ん中に砂場があってその周りにも遊具があるんですよ。そこにはまだ緑色の囲いがあって入れない状況になっております。手前の方に2つぐらいあるんです。そこは今入っても良いようになったということなんですけれど。

結果的に言いますと、あそこは県の所有ですよ、管理は東彼杵町なんですけれど。今回みたいにまた遊具が使えないという状況になった場合に、東彼杵町の予算では今のところ修理も自由にできないですよ。そういう場を町内の町有地で確保できないかということで、私は質問したんです。町内の町有地を活用した設置についてはどのように考えていますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、県のシーサイド公園の方の遊具の方につきましても、とりあえず撤去につきまして県の職員の方と中島県議とお見えになっていただいて、その撤去についてとにかく早急にしたい。その後、町がシーサイド公園を施設と言いますか、そういうことを許可が頂ければ、子ども遊び場というか、そういう簡単なやつでも、県との協議でございまして。まずは撤去を優先をさせていただきたい。県も了承をしておりますので、ちょっとしばらく時間はかかると思います。そこが済んだ後、私の考えとしては、そこを町が今度はちょっとした工作物と言うか、そういうものを検討させていただければ遊び場としてですね、県の許可が下りればですね。私はそこをしてみたいと思っております、協議をですね。だから、他に町有地も公園としても使える所もあるんでしょうけれど、一番は皆さんが寄りやすいというか、皆さんの目が行き届くところとございまして。

そういうことで、今構想としては、県の許可が下りれば、下りた前提の下ですが、ちょっとした築山というか、山を少し盛り上げたりして、下をトンネルというかくぐって遊ぶような、そういう感じで。遊具については、今のところ考えていません。県との協議が必要でございますから。

ですから、何回も県にも行きましたし、本当にこちらの現場に来ていただいて、中島県議にもお願いをして、そういう感じで進めていっています。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

やはり、県との協議がうまくいけば話が進むのかもしれませんが、それよりも町有地を活用できれば確実ではないかと私は思います。

例えば、一番賑わうということと言うと歴史公園ですね。工夫をすれば、たぶんおけると思うんですね、私としては。でなければ、新港グラウンドの、今グラウンドゴルフとかされていますけれど、その周りとか、一部に作れるのではないかと思うんですけれど、そういう考えはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

彼杵の荘の歴史公園は教育委員会の管轄でありまして、そういう遊具とかの話もあって今協議をしております、教育委員会が遊具の設置につきまして。そういうこともございますが、彼杵新港につきましては、今のところ考えておりません。とりあえずシーサイド公園で遊んでいただければと思っております。そこは、草刈りも管理もしながらですね。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

シーサイド公園にこだわっていらっしゃるのがなぜかわからないんですけれど、もし駄目だった場合、県との協議が。というのは考えていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

駄目だった場合、そういうことで今協議を継続をしておりますが、時間はかかるとおっしゃって、先ず撤去だけですから。そういうことで、こちらもお願いをしております。

今、県としても対応できるような形で協議中でございますけれど、全面的な駄目だいう話ではないようでございますが、もしそこができなかったら、おっしゃるように、もし違う所に公園の考えも持っていかなければいけないのかなと思っております。先ずはシーサイド公園です。すぐにはできませんけれど、その辺の経過について建設課長に説明をさせます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

遊具の撤去につきましては、昨年1月に点検をして使えないということがわかっておりますの

で、まずもって修理をしてくださいとお願いをしているんですけど、なかなかできないということで、そうであったら撤去だけでもできないでしょうかということをお願いをしています。遊具につきましては、国の予算を使って作っておられますので、県が国と財産処分をできるかというのを問い合わせをされております。遅くとも今年度中には返事が来るのではないのかと思っておりますので、しばらく協議を続けさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

そうしたら、国と県が絡んでくるみたいですけど、今、撤去はできるとされているのかなと思いますが、私は設置をするための町の町有地の活用をということで一応聞いているつもりなんですけれど、撤去した後、撤去できたと仮定します、撤去した後、町が自由に設置ができるというところまで話が進められるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ず先ほど建設課長が言いましたように、修理とかそういうのが、ハードルがちょっと高くて何千万円も掛かるという話でございましたから、とりあえず撤去だけでもしてくれないかということに方向転換をしておりますして、撤去の方が済めば、その後、町でそういう並行して、また協議をですね。そういう形で町が管理をするなら良いとおっしゃるのか、その辺がまず、結論が出しだいでありまして、これも協議をしなければいけません、県有地でございますから。町が設置して管理も町がしますからということで許可が頂けるものかどうか。そういうのを、先ず遊具の撤去を先に進めさせていただきたいということで、修理をしてお金を投入することはハードルが高くなりますが、撤去については県とも協議をさせていただいておりますので、いけるのではないかなと私の感覚では思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

設置なんですよ、一番のこだわりが。撤去するのに今年度中には何とかなるかもしれないという話ですね。じゃあ、設置がいつになるのかは今は全く分からない状況だと思います。でも、町有地であれば、要するに町が予算を使えば、財源があれば設置は可能だと私は思っていますので、設置してもらった方が今遊びたい子どもたち、5年後に設置されても遊ばないんですよ。そういう子どもたちのために、いつになるかわからない場所を選択するよりも、自由に使えるというか、自由に設置ができる方法を考えた方が早いのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

遊具の設置につきましては、設置するだけでは駄目なんですね。例えば、その後の管理、子どもたちの遊具は特にそうです。毎年、何回かずと監視をしておかないと事故が起きる可能性ができ

ますので。その辺も協議をしながら、今後町内で検討させていただいて、どういう遊具が設置できるのか、検討はしてみたいと思います。シーサイド公園か彼杵の荘、やすらぎの里公園もごさいますからね。そういう形で、町の公園として使える所はたくさんいけるのかなと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

とりあえず、ちょっとに関して別方向からお尋ねですけれど、この遊具の設置についてですけれど、子育て支援のひとつとして町長は考えられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

遊具につきましては、先ほど言いましたように子どもたちが遊べる場所が無いとおっしゃっているものですから、彼杵の荘の公園も今検討をしておりますので、そういう形で、一気にではできません。例えば、やすらぎの里なども芝生広場ございますが、遊具がございません。その辺は今後検討をしてすぐ、今日しますという回答は、ちょっといたしかねますということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

子育て支援とは考えられるということで今のは良いですか。

であれば、もう1つ、場所がまだ確約ができていませんけれど、遊具を設置するとした場合の財源とした場合に、ふるさと応援寄附金活用の中に、子どもたちの健全育成及び健康増進に関する事業というのがありますね。この事業の活用はできますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その資金で活用したい、私はするなら思っています。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

できれば、何回も言っていますけれど、町有地を使ってしていただきたいと思っております。先ほど歴史公園とか新港グラウンドの一部と話をしましたけれど、今年度、蔵本 A 団地を3戸、下川住宅を1棟解体されるということなんですけれど、その後の活用が特別決まっていなければ、町の真ん中に近い所でもありますので、そういうところを活用できないかなと思いますけれどいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

蔵本A団地もそうですけれど、下川団地は駐車場の方に転用をして、住宅の方が使っていただいておりますが、蔵本A団地につきましても今後どういう形で利用するか、子どもの遊び場を持ってくるのか。また、人口を増やすための住宅棟にするのか、その辺は皆さんのご意見もお聞きしなければいけませんし、今ここでそういう考えがあるかと言われれば、今のところ私はありません。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

色んな考え方があるかと思imasuので、地域の幼児をお持ちの親と言いますかお母さん方に話をたくさん聞いて進めていただければと思います。

次に、高齢者のワクチン接種についてですけれど、5月26日の町のホームページで、接種スケジュールの変更が前倒しで、何地区かと思imasuけれど、あっているみたいなんですけれど、6月2日に回覧でも回ってきていました、その関係なんですけれど、例えば、接種会場に行くために子どもさんに休みを取ってもらって、行く日が決まっているということで行く準備をされた方がいらっしゃるのではないかと思うんですよ、可能性があるかと思うんです。

そういう方が、子どもさんが何月何日に決められていた場合、前倒しで一日二日早くなった方、前倒しでするので良いことだと思うんですけれど、その日には行けませんとなった場合には柔軟な対応と言いますか、どのような対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その日に行けなくなった時は、とりあえずコールセンターに連絡をしていただければ、順番はちよっと随時組んでおりますので、行ける日にちもお聞きしながら、それは柔軟に対応をいたします。

今回、日程がずれましたのは、一番最後の地区の方がもう7月に入っての後ろの方だったですね。少しずつ少しずつ人数を調整をしながら先に先にいきましたものですから、2班の終了が7月1日ギリギリ6月限度ぐらいまで来て終わるようになったものですから、前倒しで進めていきました。それで、どうしても車とかございませんでしたから、地区単位でお願いをしておりますので、もしよければ隣り近所の方とか、タクシー券も配布をしておりますので、そういうことでございます。

そして、今、柔軟に対応しておりますのは、例えば、身体の故障で免許が、運転ができない方たちも特例で認めております。そういう形で進めておりますので、順番がもし変わられてどうしてもその日に行きたいんだけどという時は、そういう形で進めていただければと思っております。タクシー券等の利用も是非お願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今のような、どうしても行けない方に対して、どうしてもと言うか、急遽でも良いですが、そういう方についてはそういうことをできますよというのは、接種券を発送の時に但し書きというか、何か書いてあるのですか、お知らせをしてあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

どうしてもという方たちは、通常の方も、例えば熱が出たという方もいらっしゃるものですから、そういう時には、連絡なしでも、もし欠になった場合は、余剰ワクチンで他の方に回しているという形で、随時、打てなかった方は、ずっと後ろに回ってもらって打つという形です。そういう形でしておりますので、どうしてもという方たちには柔軟に対応はしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

なるべく、問題と言いますか、起こらないような形で進めてもらいたいと思います。

通告の中に、私は高齢者に対すると書いているんですけど、今回、65歳未満の方についても、早めに進んでいるみたいですので、65歳未満の関係で聞きます。わかられば答弁をお願いしたいと思います。

昨日、私の所にも接種希望調査のお願いということで送られてまいりました。この中で基礎疾患を持っていますか持っていないかとまずあって、基礎疾患を例えば持っている方、その次に水曜日の午後、木曜日の午後、土曜日の午後、日曜日の午前のどれかに接種ができますかとあるんですけど、例えば、基礎疾患をお持ちで、土日は休めるからいけますよという形でされた方がいた場合、実際8月の何日の土曜日と仮定して、行けなかったとした場合は、基礎疾患をお持ちの方ですので、例えば、普通の方よりも早目に、もし行けなくてもその後、早目に順番が来るような形で何か考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、基礎疾患をお持ちの方であるかないかを町が把握しておりませんので、こういうアンケートを取らせていただきましたけれど、私が考えておりますのは、集団接種と個別と、医師会の皆さんがご了解いただければ併用させていただけないかなと思っております。と言いますのは、かかりつけ医の先生が基礎疾患とかをお持ちの方は詳しくご存じですので、そういう形で、希望を取って、政府もそうですけれど、とにかく6月中に発信できないかということもございますので、なるべく急いで2回目まで終わるような態勢をとっていきたいと思っております。

そういう形で、基礎疾患を持ちの方は本当に危ないというか、そういう形でございます。だから、そういう形でアンケートをとっておりますので、今後、医師会との調整も済んでいませんけれど、水、木、土曜日でなんとかなるか、それと、個別接種もできるのか検討をしております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今、町長、集団接種と個別接種をどちらも並行してできればというみたいな話だったですね。私

がもらっている分には集団接種をまずします。個別接種を受ける方は、集団接種を受けたくない方、受けられない方は、集団接種が終わった後に個別接種を受けることとなりますという文章なんです。来ているんですよ。それで、6月22日の火曜日までに返信用封筒で返信してください。あと2週間ぐらいです。今町長が言われたことで言いますと、違うというか、それを、もしそういうふうに決められるのであれば、6月22日の返信の前までに決められて皆さんに発信されないと、あとからまた、あれっとなるんじゃないかと思うんですよ。そこはどういうことですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が話したのは、今、立山議員が基礎疾患のある方がその日にどうしても行けなくなった時にどうするのかとおっしゃったから、それはかかりつけ医の先生で、特別にそういう相談があった時に個別接種で先生たちが対応していただけないか。まだ決まっていませんから。今、決まっているのは集団接種を先にやって、そういう通知をやっただけであります。

今、立山議員の質問にありましたから、基礎疾患をお持ちの方がどうしてもその時に行けなくて、また後回しになるのかとおっしゃったから、対応としてかかりつけ医の先生たちと相談をしながら進めさせていただくということでございまして、今文章を配ったとおり、これはそのとおりであります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

私の勘違いかなと、よくわからなかったですけど。

次にいきます。先ほど言いましたけれど、水、木、土曜日の午後と日曜日の午前中に、基礎疾患をお持ちお持ちじゃない関係なく、全てがいいえでどの日も対応できません、わかりませんという方については、先ほど町長が言われた例えば、集団ではなく個別でという形になるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、今、アンケートを取って、今度医師会の皆さんと調整をしなければいけないので、こういう状況の時はどうしますかということで、会議の中で対応を取っていきたいと思います。とにかく集団接種を先に進めていけば、結構素早く済むのではないかと考えておりますが、65歳以下の方は、勤務を、仕事をしておられますので、休みの時にたぶん多くなるのかなと私は予想をしております。ですから、そういう状況を踏まえながら、医師会の先生と協議をして、今後またはっきり決まれば接種券の送付とかの時に通知をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

また、詳しいことは接種券が配られる時に文書的に来るということでよろしいですかね。

最後の質問になるかと思うんですけど、5月の末あたりだと思うんですけど、長崎新聞の取

材で、町長が 65 歳以上の希望者の全員の接種を待って自分は接種しますということ言われているんですね。その中で、新聞ですの中身はよくわからないんですけど、住民の方から不満の声が出たと書いてあったと思うんですけど、そのご不満の内容というのは、例えば、方法として抽選にしたことに対してなのか、それとも抽選をした後、例えば順番、早い遅い。そういうことに対してなのか、ちょっとそこら辺の説明をしていただいてもいいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

あまり詳しくは言えないんですけど、例えば、85 歳以上からした方が良いではないかとか、75 歳からした方が良いではないかというご意見等もあって、それを抽選で、先ず全体を、65 歳以上と決めてしまったのは、命を抽選で決めるのかというご不満のご意見もございました。直接私の所に来られておっしゃいました。

ただ、そういうこともございましたが、東彼杵町としては小値賀町に次いで 2 番目に人口が少ない所ですので、あまりにも細分化しても進めないのではないかと。ワクチンも解凍したら 6 時間以内にすぐ接種をしないといけないという形になっているものですから、そういうことで説明をして、しかし、抽選をしなければ、その他の方法としては予約制、川棚町がやっておられますが、その方法しかなかったものですから。私は私の判断で区長会にお諮りしまして、町で決めてくださいますとお願いしたものですから町で抽選をして決めました。確かに、1 班 2 班に分けて、一番最後の方は 2 か月遅れるんですね。ですから、私は私の考え方として、これは良し悪し別に、何もこういうことは、新聞に載った時にパフォーマンスではないかとききましたけれど、そういう意味ではなくて、私が決めましたのは 7 月 24 日、2 回目が終わったところで私は 1 回目を受けます、高齢者の。ですから、私がそういうことで決めたものですから、私が一番最後に。希望者の 65 歳以上の方が 2 回目が終わった後に私が第 1 回目を受けるということで、今、日程を調整をしてもらっています。よろしいですかね。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長は、今ご自分でパフォーマンスではないと言われましたが、私は、考えからいきますと、接種の方法を決めるのは当然町です。町が決めた、それで抽選ということに決めました、抽選をしました。であれば正当な抽選をされていると思いますので、町長は、自分の蔵本地区の順番の時に打つべきではないのかなと、やはり思うんです。新聞で言っておられるのでなかなか変えることはできないと思いますけれど、そういう考えにならないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

例えば、他所の首長さんが一番に打って批判を受けるとか、総理大臣が一番に打つべきではないかとか、色んな意見がございいますが、この考えは私の考えでございまして、皆さん、65 歳以上の方が、全て第 2 班も 2 回目接種が終わった後に私は打つと決めておりますので、ですから一番最後の

地区の金谷地区、金谷地区の方が2回目接種が終わって、希望者の方全て、またつかえた、もしその日に行けなかった方はわかりませんが、そういう日程のところ、24日にすべて終わった最後に私は打つと決めておりますので、これは私の考え、個人的な、一番に打つ人もいるでしょうから、それは個人の考えですから、私は長として、そういう意見を町民の皆さんが持つておられるなら町長は一番最後に私は打つべきだなと思って、私の考えで取材にも答えているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

気持ちとしてはよくわかるんですけど、理解はするんですけど、例えば一般の方が、例えばこの日は日が悪いから打ちたくないと、別の日が良いと、例えば言った場合、それは駄目だと思うんですね。でも、町長だから自分で日にちは決められるというふうにとれるのではないかと思うんです。

なので、やはり蔵本地区がいつだったか忘れてしまったけれど、まだ打っていないと思うんですが、そこで打たれた方が、やはり町の代表でもあるんですから、一番最後に打たなくても良いのではないかと思うんですけど、どうしても考えは変わらないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり、これは地区で抽選を決めて、波佐見町も自治会で抽選をして決められておりますが、金谷地区の方が抽選で一番最後になってしまったんですね。これは誠に申し訳ないとは思っていますので、これは私の考えで皆さんが打ち終わられた後に私は打ちますということで考えを決めておりますので、今となってはずっと送付をしておりますので、これは立山議員からおっしゃれば、わがままでおっしゃればそういうことになると思いますが、これは私の考えでそういうことで決めさせていただいておりますので、よろしくご容赦をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

一応、参考ではないですけど、町長の気持ちはわかるんですけど、中には、抽選でちょっと遅くなって、前の方が打たれた副反応などを見れるので良かったなという意見も少なからずあるみたいですので、その辺を町長に伝えて終わりたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

最後にですけど、副反応は、何十万人と打っておられるんですよ。その副反応の様子を見るとか何とかの数ではないんです。日本全国何十万人と打っているではないですか。その副反応は本当にわずかなんですよ。ですから、東彼杵町もそういうことはありませんから、私は一切そういう気持ちはございません。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2番議員、立山裕次君の質問を終わります。

次に、4番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました次の2点についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種について。

新型コロナウイルス感染症の影響は、感染拡大により日本はもとより世界の人々の日常生活に様々な影響をもたらしております。このウイルス感染により尊い命をなくされた多くの皆様方にお悔やみとご冥福をお祈り申し上げます。現在もなお治療を受けておられる方々の一日も早い回復を願う次第です。また、昼夜を問わず治療に当たっておられる医療機関の方々や関係機関の皆様方に感謝を申し上げます。一日も早い平穏な日が戻ってくることを願うばかりです。

我が町も4月下旬より医療機関や高齢者施設でのワクチン接種が始まり、5月上旬より65歳以上の一般高齢者の接種が地区別ごとに順次なされております。計画どおり進んでいることとは存じますが、次の点について伺います。

- ①高齢者施設等と地区別ごとの接種率はどのような推移になっているのか。
- ②自己判断が難しい認知症の高齢者に対しては、どのような措置を執られているのか。
- ③副反応（アナフィラキシー症状）等の事例はなかったのか。
- ④問題点や改善点等はなかったのか。
- ⑤接種が始まってから本町に転入して来られた方についての接種はどのような手続きをとっておられるのか。
- ⑥7月末を高齢者接種の終了目標とされているようですが、予定どおり進むのか。
- ⑦65歳未満の方の接種は、高齢者接種が済み次第、順次行われると思いますが、16歳以上の接種がすべて終了するのはいつ頃になるのか。
- ⑧様々な事情により接種しなかった人、また、接種できなかった人への対策はどのように考えておられるか。

大きな2点目、新型コロナウイルスの影響による各種事業の対策について。

国の特別定額給付金を始めとして、各種事業に対する持続化給付金や経営継続補助金等、また、本町においても期間を設けての水道料の減免や給食費の無料化等それぞれの対策が執られてきましたが、次の点について伺います。

- ①コロナ禍において、大半の事業者は厳しい現状であります。逆に売り上げが上がった事業者もいると思いますが、本町においては、どのような状況なのか。また、令和2年分の税込等は例年と比較してどのようになっているのか。
- ②各種事業者や農業分野での各作目別では、どのような推移になっているのか。
- ③本町としての更なる支援策は、どのようなことを考えておられるか。
- ④コロナ禍において、国も莫大な予算を投じているが、計画している交付金関係の各種事業への影響はないのか。以上の件について登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、浪瀬議員の質問にお答えいたします。

先ず始めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、先ほど申し上げましたように、高齢者施設への入所者は4月26日から接種を開始して、すべての施設において1回目の接種が完了しております。

また、集団接種につきましては、5月8日から開始して、これまでに18地区を対象に1回目の接種を実施しております。これらの地区の1回目の接種率でございますが、現在、かなり高率になっておりまして、1回目が89.6%となっております。

次に、自己判断が難しい認知症の高齢者に対してはどのような措置を執られているかでございますが、厚生労働省の事務連絡に従い、高齢者それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など日ごろから身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に汲み取ることなどにより、本人の意思確認を行うように各施設へお願いをいたしております。

次に、③の副反応、アナフィラキシー症状等の事例はなかったかということですが、東彼杵町が実施するワクチン接種におきまして、アナフィラキシーを疑う事例は発生しておりませんが、これまでに1件の副反応疑いを関係機関へ報告しております。ただし、今回発現した症状とワクチンとの因果関係については、担当医により評価不能とされております。

また、東彼杵町から町外の施設へ入所されている方に関して、施設内接種において副反応疑いが1件発生しております。

問題点や改善等はなかったのかという④のことですが、当初は3月に実施いたしましたシミュレーションのとおり集団接種の会場入り口をグリーンハートホール側としておりましたが、雨天時を考えて、出入口を雨よけがある教育センター側に変更いたしております。また、受付や予診票の確認など座席移動が続き、高齢者の方に負担を掛けていたために、一部の手続を統合することで席移動の回数を減らすよう見直しを行っております。

このほかにも集団接種の終了後にスタッフによる意見交換会を実施しており、その中で課題を把握し、車いすの追加配置など随時改善に取り組んでおります。

⑤接種が始まってから本町に転入してこられた方についての接種はどのような手続きをとっておられるかでございますが、転入手続きのため役場に来所された際に、前居住地においてワクチン接種の有無及び接種券の有無について確認をすることとしております。また、本人の同意を得た上で前居住地に対しても同様の確認を行い、二重接種の防止や接種間隔の誤りがないようにいたしております。未接種の方に対しましては、本町での接種方法や会場を案内し、本人と調整した上で接種日時を決定をいたしております。

⑥7月末を高齢者接種の終了目標とされているが予定どおり進むのかでございますが、現時点におきましては、7月24日には2回目の接種まで終了する見込みでございます。

⑦65歳未満の方の接種は、高齢者接種が済み次第順次行われると思いますが、16歳以上の接種が全て終了するのはいつ頃になるのか。この後、基礎疾患を有する方や60歳以上の方など、国が定める接種順位のとおり進める予定でございますが、集団接種の設定期間や各医療機関における個別接種の開始時間など、今後の接種計画に必要な情報を把握するため、現在、ワクチン接種の対象者全員へ希望調査を実施しております。これが6月21日月曜日の締め切りにしております。集団

や個別といった接種の方法により受けられる人数が異なるため、この調査結果を踏まえて、最終的には各医療機関と調整した上で今後接種計画を決定してまいりますので、全て終了する日時は定かではございません。

⑧様々な事情により接種しなかった人、また、接種できなかった人への対策はどのように考えておられるかでございますが、これにつきましては、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で本人の意思に基づいて判断をしていただく必要があるため、役場から接種の強制はできませんが、接種の案内を送付する際には、感染症のまん延防止のために接種をお勧めしております。ご自身の基礎疾患等により接種自体を控える方もありますが、接種の意思がありながら指定日に体調不良により接種できなかった方や、ご都合が悪い方につきましては、役場が設置しておりますコールセンターへ連絡いただくことで柔軟に接種日を再調整しております。

このほか、接種を受けることを忘れた方もいらっしゃると思われるため、高齢者を対象にした集団接種が終了した後、未接種の方へは、再勧奨の案内を予定をいたしております。

また、ワクチン管理の難しさや健康観察の時間を考慮して、基本的には集団接種会場での接種をお願いしておりますが、普段から往診を受けられている方など来場が難しい方につきましては、主治医から役場に個別に連絡をいただくことで、往診時に合わせて接種機会を提供することといたしております。

それと、最後になっておりますけれど、今の高齢者のワクチン接種状況が、県から一斉に各市町が発表になります。東彼杵町につきましては、今のところ高齢者人口が2,833名、そのうち接種者が1,661名で、これは1回目でございますけれど、58.6%、1回目の接種がです。これは町内人口の中の1,661名ということです。2回目の接種が終わりましたのが753人、26.58%。これが6月6日時点で県に報告を上げているところでございます。

続きまして、大きな2番目の①コロナ禍において、大半の事業者は厳しい現状であります。逆に売り上げが上がった事業者もいると思っておりますが、ということでございますが、①につきましては、本年3月末に東彼杵町内の商工会会員さまを対象に実施した新型コロナウイルス感染拡大に関する影響調査による結果でございますが、コロナ禍での事業の影響度を調査いたしましたところ、多少のプラスと回答された方は1件ございました。しかしながら、売り上げ減少等のマイナスの影響では、回答があった65事業所のうち、かなりのマイナスが27件で41%。多少のマイナスが26件で40%。合計53件で81%が売り上げ減少等で、事業に影響していると回答されています。

なお、53件の事業種内訳は、卸小売業が26件、サービス業が10件、製造業が6件、飲食宿泊業8件、その他3件であります。参考までに、影響がなかったという回答が9件あっております。

農業関係につきましては、各作目別では、花き、茶、肥育牛、繁殖牛がその影響を大きく受けています。影響を受けなかった作目の販売額は、ほぼ前年並みのようでございますが、農家個々の売り上げについては把握いたしておりませんのでわかっておりません。

次に令和2年度分の税収等は例年と比較してどうかということでございますが、コロナ禍の影響ということで現年分の税収で述べさせていただきますと、令和2年度の一般会計の税収は、7億5822万2593円で、令和元年と比較すると468万7288円増となっております。平成30年の税収と比べますと1881万7630円少なくなっておりますが、今のところ例年並みではないかと考えております。

この結果につきましては、皆さんが大変な状況の中、納税に対し、ご理解ご協力を賜りまして誠に感謝申し上げます。徴収率につきましては98.78%で、令和元年度と比較すると0.74%下がっておりますが、これは固定資産税につきましては、1件670万円を1年間の徴収猶予をいたしている所が未納計上によりこういうことになっております。他の税目につきましては、例年並みの徴収率となっております。

次に、農業分野の各作目別のコロナの影響についてご説明をいたします。

まず、花きにつきましては、コロナ感染症対策で葬儀等が小規模化され、菊の需要が大幅に減少し、昨年4月には最大3割まで落ち込みました。その後、緩やかに回復に向かっているものの、福岡花市場の輪菊の平均単価で見えますと、本年1月から4月までの単価は、需要があった3月を除く月で、コロナ前の平均7割から8割程度までで推移をいたしております。また、現在第3波の影響も出始めており、以前先行きは不透明な状況が続いております。

次に、お茶につきましては、西九州茶連の一番茶取り扱い実績をもとにご説明いたします。

今年が一番茶は、生産量が対前年比103.6%、販売単価は対前年比107%となっており、いずれも昨年を上回っています。その要因といたしましては、茶産地の自主的な生産調整や国庫事業により令和2年産茶の在庫が解消されたことが大きく、茶商による本年産一番茶の購入に繋がったようがございます。しかしながら、取り扱い販売高は、コロナ前の85%、これは令和元年4億2300万円、令和3年3億6200万円と水準は戻っていません。

本年産茶の適正な数値となるよう、これから秋、冬にかけての需要増がカギと見ています。ワクチン接種の加速化でコロナ感染症の影響が終息していきますと、イベントでの茶販売店での消費も増えてくるものと思っています。

次に、畜産の肥育牛につきましては、佐世保、大阪、福岡の枝肉市場のデータをもとに説明をいたします。

データから見ますと、いずれの市場も枝肉単価は、昨年4、5月に底を打ったと、徐々に回復基調にあり、11月にはほぼコロナ前の水準に戻り、その後も価格は高値で推移をいたしているところがございます。しかしながら、現在、コロナ第3波の緊急事態宣言の対象地域が拡大延長され、飲食店向けの稼働が悪化したことによりまして、再び下落し始めているようです。

これから本格的な夏場の焼肉需要の伸びに期待するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除による業務用需要の増加に期待をいたしているところであります。

繁殖牛につきましては、肥育牛と同様に昨年5月に底を打ち、その後枝肉単価に連動し、回復基調が続いています。特に今年に入ってから、全国平均で80万円を超える高値が付いている状況で、ほぼコロナ前の水準に戻っています。繁殖牛の販売価格は肥育農家の購買意欲に大きく左右されることから、肥育牛と同様に今後の牛肉消費動向がカギになると見ております。

その他、野菜及び果樹につきましては、JAの聞き取りによりますと、いちごはコロナの影響はほとんど見られず、販売単価はコロナ前の水準を上回り、アスパラガスについてもコロナ前の水準を保っているようでございます。また、みかん、中晩柑、びわなど果樹についても、コロナ前と比較して大きな影響はないとのことでした。

③でございますが、本町としての更なる支援策はどのようなことを考えておられるか。商工事業者に対するコロナ対策の更なる支援として、アンケート結果や商工関係者との検討会議を踏まえな

がら、6月補正予算では3事業を計上させていただいております。

1つ目は、地域経済の消費喚起と活性化を目的として、町民1人当たり5000円の地域振興券の給付事業。

2つ目に、今コロナ禍で、長期化する中で、更なるコロナ感染拡大の第3波、第4波の影響で売り上げ減少が著しい町内飲食店業者を対象として、営業継続支援の給付事業。

3つ目に、事業固定経費への軽減支援による水道料基本料金の3か月分の減免支援。なお、これは町民の生活支援も含め、町水道契約者を対象としております。以上の3事業を国からの地方創生臨時交付金を財源として実施したいと考えております。

また、今後の支援につきましては、アンケートの結果からご意見を受けております。アフターコロナを見据え、国、県の対策事業等の情報収集に努め、更に商工業関係者からの意見も聴取しながら検討していきたいと考えております。

それから、農業関係でございますが、本町としての更なる支援策として申し上げます。

今後の更なる支援策といたしましては、農業保険法に基づき全国農業共済組合連合会が取り扱う農業経営収入保険制度の農家負担分に対する補助を考えており、6月補正予算に計上させていただいております。

これは、農業者がコロナや気象災害など不可抗力により収入が減少した場合、過去5か年の平均収入との差額の9割まで補償するというものでございまして、青色申告が加入条件となっています。現在、本町での加入者数は非常に少なく、今後様々な要因による減収に備え農業経営の安定を図る必要があることから、加入時に農家負担分を支援するものでございます。

令和3年度から5か年の施策として農業共済組合と連携し、集中的に加入を推進したいと考えております。

④令和3年度交付金関係についてでございますが、大きな影響はありませんが、令和4年度以降についてはどうなるかまだわかっておりません。政府は国と地方の基礎的財政収支、プライマリーバランスを2025年度までに黒字化する財政再建目標を掲げており、今月中に経済財政運営と改革の方針、いわゆる骨太の方針をまとめる予定ということで聞いております。

コロナ対策で措置された巨額の財政支出により、令和2年度国の新規国債発行額が112兆円に及ぶなど、プライマリーバランスの赤字幅がより一層大きくなっていますが、また、麻生財務相も閣議で社会保障の将来分を見ても着実に歳出歳入改革を進めて行くのが当然だとして、財政規律のゆるみに強い警戒感を示しております。

そういったことから、令和4年度以降は、農業分野での各種交付金や補助金に影響が及ぶことも想定しておかなければなりません。

先ほどご説明しました農業経営収入保険制度の農家負担分に対する補助についても、今後影響を及ぶことを想定した施策の一環であります。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほどから聞いておりますと、接種も順調に行っていると思いますが、この一巡目の接種が現在行われていますが、接種を受けることへの不安から、そういった相談件数は本町になかったのかお

尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

町の方にはそういったご相談の電話はいただいております。ただ、皆さん、ご不安があられる方につきましては、かかりつけ医に事前にご相談されている方が多いようでして、かかりつけ医に相談した結果、ワクチンの接種については見合わせたいというようなお電話をいただくことはございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういうことで、先ほどのパーセンテージからいきますと、18地区が89.6%。現在のところ1回目、高齢者などの接種率から見ますと58.6%ということで、順調には本町としてはいっているのではないかと思います。特に接種の開始日は、高齢者施設あたりから、4月からやられておりますが、波佐見町が4月20日に始まって、川棚町が5月1日、東彼杵町が5月8日と、2町より1週間から2週間遅れたわけですが、その要因となった原因は事務上の手続のあれなのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

特にワクチンの配布が、やはり1箱ずつで、目的ができなかった。波佐見町はちょっと早めにされたものですから、そういう形で進んでおります。東彼杵町はワクチンの分配というか、県で統括して分配されるものですから、順番が決まって、日にちが遅くなったということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

全国的に見れば和歌山県がトップということで、各自治体の取り組み方によっては、都市部の墨田区辺りでも接種率が上がっている。そういった情報が流れておりますが、本町は、先ほどから聞いておりますと、従来どおりで水、木、土曜日、あるいはまた質問の中でありました日曜日の午前中に接種を行いたいということでありましたが、今まで従来どおりの接種のやり方というのをこれからも考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この接種につきましては、ワクチンの数は今から間違いないと思うんですが、医療従事者のスタッフの確保ですね。大都市圏は人口は多いんですが、そういう医療従事者の方も多。だから、会場もいっぱいできてされます。中学校の体育館等でもされた所も早いんですね。これは本当に、先生方には協力をしてもらっていますので、医院が休みの時にお願いをせざるを得なくて、ずっと休みなしで業務に携わっておりますので。医療従事者の確保の数というか、市内の数でスピードが代わってくるんじゃないかなと私は思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

2 月 22 日の総務委員会の調査の時に、質問では、先ほどからあっておりますが、高齢者と基礎疾患を有しているところ、あるいはまた各高齢者施設等での従事者をやると言われていたんですが、先ほどから聞いておりますと、施設の従事者等とか基礎疾患を有する人にはどのような接種を、現在の段階ではされているのか。施設関係者は既に済まれているのか。65 歳未満の基礎疾患の人は並行してやるような、その時の調査ではあったわけですが、そのあたりはどのような推移になっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

高齢者施設につきましては、各医院にお願いをして打ってもらっていますので、ワクチンの配送もこちらがしております。そういうことで 1 回目は完全に済んで、2 回目がほとんど終わりに近づいているのかなとっております。正式な報告はまだ上がってきておりません。

基礎疾患につきましては、国の方針に従いまして 65 歳を優先したいということでしていたしましたので、その当時、基礎疾患もと発言をしておりますけれど、ちょっと状況が変わって 65 歳以上の方を先ず終わらせて、次の、順番どおり打つということの方針に変えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

このワクチンには、現在のところ、世界では 3 種類ですね、ファイザー製とかモデルナとかアストラゼネカとか言われておりますが、特に報道されている段階ではファイザー製のワクチンが 95%、モデルナが 94%の効果があると報道されておりますが、今後、本町としては、国、県からワクチンが来るのを待ちながらやっていかれるわけでしょうけれど、ずっとファイザー製でいくようなことを言われているのか、途中でモデルナに変えるということも想定しておられるのか。もし、例えば、1 回目と 2 回目は違ったワクチンは打てないということは言われてはいますが、そういったところはどのような状況なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

本町におきましては、現在のところ全てファイザー社のワクチンを使用することを予定しております。ただ、今後 64 歳未満の方につきましては、こういった形でワクチンが配送されるのかということの具体的な提示が国からきておりませんので、その段階でファイザーになるのかモデルナになるのかの選択が出てくる可能性がございます。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

ワクチンが本町に届いてくる場合は 1 種類だけしか、たぶん 2 種類は同時には来ない、来たらまた混乱する可能性がありますので 1 種類だろうと思いますが、接種者によってワクチンの種類を選択できるのかできないのかというのはどのような考え方でおられるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ、自分の希望によってワクチンの選択はありません。ただ、今度は 16 歳から入ってきますと、先ほど健康ほけん課長が言いましたように、もしかしたら違うワクチンの方が入るのかなと私は予測をしておりますが、今のところファイザー社でずっと来るということで通知を受けております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほど健康ほけん課長の方から、本町に接種をすることの不安とかそういったことで相談件数はなかったということでしたが、この認知症の方に対してのそういった打てない打ちたくないとか、例えば、高齢者施設での接種率などはカウントされているのかどうか。高齢者施設での接種率とか。地区別のあれにカウントしてされているのか、その辺はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

高齢者施設に入所されている方も含め、地区別での整理をしております。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

その中で認知症の方が、最初は認知症の方は特に注射と聞けば、私たちもそうなんですけれど、注射はあまりしたくないわけですよね。ワクチン接種はどうするのか、注射をすると。先ほど町長からも言われましたように、基本的には本人の接種の意思確認が必要だと、そういったことは身近な方の協力とか介護のスタッフの皆さんが丁寧に取り扱って、当たって接種を受けていただくような措置を取るとされていますが、私が聞いたところによりますと、町にも電話したけれど、本人の意思確認がちょっと難しいということできなないということ、認知症の方のご家族だったんですけど、そういうことがあったわけですね。最終的にはその介護スタッフの皆さんの説得によって、接種をするようになったと言われたんですけど、その他の皆さんが、例えば、うちの母親のような状況の人もいっぱいおられるのではないだろうかということ、心配をされておられたんですね。そういったところの介護施設とか、そういったところの意思疎通とか情報交換等はどのようにされているのか。大変厳しいところだと思いますが、状況をお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この認知症の他の取扱は非常に厳しいものでございまして、サインをしなければいけないのを、家族の方でも駄目だそうですね。ですから、施設の方が顔色を見て大丈夫ですか、受けますかというのを十分説得して、最後に本人の方がわかりましたとおっしゃっていただけない限りは強制ができないという方向で聞いておりますので、非常に厳しい状況ですが、いつも高齢者で接しておられる方は表情を読み取って大丈夫だからと説得していただければ、はいと言って受けられる方もいらっしゃるんですが、本当に、浪瀬議員がおっしゃったように厳しいところでございます。法律がそういうことになっているようでございますので、いくら肉親の方がサインをしても受けられないという状況を聞いております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

高齢者施設は、在宅介護とかいろいろそういった面とすれば、例えば、1 人感染されたら、接種している人は感染しないかもしれませんが、接種していない人はやはりクラスターが発生したり、そういったリスクがありますので、町の方も積極的にそういったところとの連携を取りながら予防していただければと思っております。

例えば 16 歳以上の接種を、国の方でも年齢 16 歳を 12 歳に引き下げてすると言われていますが、先ほどから、そういったワクチンがいつ届くのがわからないということでありまして、本町の数字から見てみますと、ある程度高齢者の方、医療従事者の方も何人か、800 人ぐらいですかね、おられるということで、その分を引きますと高齢者よりも若干多いかなというぐらいで、その期間内ぐらいでワクチンが順調に来れば、あと 3 か月、7 月から 10 月ぐらいには済むのではないだろうか、私的には判断をしておりますが、そういった、まだ 12 歳とか何とかは、厚労省の方から通達は来ていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

国の方からも、接種の対象が12歳以上ということでお聞きしております。ただ、今後の進め方につきまして、先ほどから64歳未満の方に調査票をお送りしているということでお伝えしておりますが、それにつきましては、12歳から15歳までの取扱いをどうするのかということが不透明なところもございましたので、調査票につきましては16歳以上の方にお送りしているという現状です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほど、転入してこられた方の接種については、前住地と確認を取りながらしているということでごさいましたけれど、どうしても、近くだったら良いわけですが、遠隔地だったら前住地に戻って接種をする、接種券が届いていてもそういった事例の場合は、向こうの前住地と連絡を取って、こっちで接種券をお渡しするという事で間違いはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことで、ご本人にもお聞きしますし、所在の市役所等にも一回一回丁寧にしております。そこは間違いなく進めていっております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

それから、本町に住民台帳があつて、例えば、沖縄、大阪、あるいは関東方面に大学とか、あるいは各種学校に行っている方、65歳未満の場合です。そういったところの接種の手続きは、絶対、本町に戻ってこないと駄目なのか。例えば、住居地を登録しておられないから把握ができないと思いますが、そういった場合はどのような対策をできるかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

原則としましては、居住地において接種を受けるようとなっておりますけれども、例えば、単身赴任でありますとか、里帰り出産をなされるとか、そういったケースにつきましては、住所地で受けることができない方につきましては居住地に申請をすることで接種を、現在居る所で接種ができるというような取り組みもできますので、例えば、そういうふうに沖縄とか大阪に単身赴任で行かれています方であれば、こちらの方に申請をしていただければ現在地で受けることは可能です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今のを聞いて、少しは学生さんたちも安心をされると思いますが。

ワクチンを接種をできないと、先ほどかかりつけ医のお医者さんとかに相談してできないと言われた場合の対策は、本人が一番苦しい立場にあられるんだろーと思っておりますが、どのような状況の人ができないのか。お医者さんとして基礎疾患で、ワクチンをすることで重症化するということは私もわかりますが、一般的にはワクチンを接種ができないという方はどういう方なのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

個人の方の病状によってという形になるので、一概に私の方からもお伝えできないんですけど、一般的に、過去にアナフィラキシーショックを発症されたことがある方であるとか、呼吸器の重い疾患を持たれている方とか、そういった方については見合わせた方が良いという判断を主治医の方がなさるケースもあるかと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういうことで、主治医の判断とか、当然 37.5℃以上の方ははねられることだろうと思いますが、個人で判断して接種がスムーズにいくように町の担当の方もやってほしいなど。私も1回接種を受けましたが、接種態勢というのは順調に進んでいるのではないだろうかと思っております。ただ、先ほどから言われておりますように、高齢者の方の歩行が難しい方は車いすを使ったりしながら接種をされていたとお見受けをいたしました。

そういった中で、先ほどから言われておりますように、車を持たない人、免許を持たない人は周りの人のサポートによって現在できていると思いますが、そういったことで、逆に接種会場にいけないという方は実際おられないのかどうか。そういったところはどのように把握をしておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実際、寝たきりで動けない方もいらっしゃいます。その辺は主治医の方に判断をお願いしております。主治医の方がどうしても動かせないとすれば、そこで町がワクチンを提供しまして家でせざるを得ないのかなと思って、そういうことで先生と話をしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

当然、各接種会場である場合は凍結する冷蔵庫とかあると思いますが、あるいは、そこに各地域に出回る時の保存態勢、ドライアイスとかのそういったもののあれでワクチンを持って行かれるのかも、こっちから完全に準備して短時間のうちに接種現場へ、自宅へ、各個人の家に着してすぐできるような態勢をとってから、さっと打てるような態勢を作っていて打たれるのかどうか。その辺はどのようなお考えなのでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（松下陽子君）

先ほど町長の方から答弁いたしました往診時に使用しますワクチンにつきましては、集団接種会場の方に主治医が注射を取りに来られまして、専用のバッグで揺れないような形で持ち運んで、ご自宅で接種をするという方法をとっております。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

接種については、大方今答弁いただいた状況でスムーズにやっていただけるのではないだろうかと思っていますので、今後、そういった一人でも多くの方が接種をされて、コロナの感染予防措置を盤石の体制で取っていただければと思っています。

次に、コロナの影響による各種事業の対策ということで、1件ぐらいがコロナ禍で若干収益が上がったと。全国的に見れば、大企業ではソフトバンクやジャパネット、トヨタ自動車あたりが逆に億単位で売り上げが上がったということで報道されておりますが、このコロナ禍で商工会とか各種農業団体とか、そういったコロナ対策の事業に対して要望等がなかったのか。国でも当初述べましたように、持続化給付金とかそういったものがありましたが、本町ではどのような要望があっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長に代わりまして説明をさせていただきます。

商工会とはこのコロナ対策における検討を行って意見等かれこれ聞いております。その前段ではアンケート等も実施しまして、そういった資料をもとに検討を行ったところでございます。

事業者からの意見としましては、給付金や支援金の充実というような要望が多く上がっております。その他、設備導入への補助金支援、また、低利運転資金への融資、税金等減免なり減税というようなご意見もございます。また、事業の固定費への支援ということもご意見として伺っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農業分野に関しましては、令和2年度中に比較的大規模な補助金、交付金等がございました。まず先に緊急支援給付金ということで、一律100万円以上の売上げの農林水産業者に10万円ずつを交付しております。農業分野では233件、林業で2件、水産業で5件、トータルで、金額にしますと2400万円ございました。その後、経営継続事業というのが補正で上げておまして、繰り越した関係上まだ完了しておりませんが、国費ベースで7600万円、町費ベースで約1300万円の、完了していませんが予定でございます。

更に肥育牛に対しましては520万円、そして、肉用牛、子牛、繁殖については経費が回復したもので、予算が330万円でありましたが実績として19万円となっています。

更に、これが一番大きく次期作支援交付金という土地面積に対していくらという金額がありましたけれど、非常にこの事業が農家にとってありがたいというような事業でございまして、国費ベースで1億7200万円、町も上乘せしまして、約3000万円ということで、トータル2億円以上の金額が交付をされております。そういった関係もあることから、今後のコロナ対策については特段要望は上がっておりませんが、長期的な農業経営を考えた場合、先ほど浪瀬議員のご質問にあったように、今後の国庫あたりの状況がよくわからないということから、町単での長寿命化とか、そういった町単での施策の充実を要望する声が各部会から挙がっているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

商工会あたり、特に飲食業あたりが大変厳しいのではないだろうか。全国的に特にホテルとかも、東京オリンピックを見据えてのホテル建設をされた所が特に海外からのお客も見込みがない、

あるいは老舗の旅館が倒産を余儀なくされたとか。そういった寂しい報道がされておりますが、本町で廃業とかをやむなくされたという事例はなかったのかどうか、その辺はわかっているのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

4月末時点で商工会の方に確認をとったところ、本町におきましては、そういった事例はないと回答を頂いております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

そういった中で、先ほど商工会から要望が上がっているのが固定資産の減免、施設に対して要望が上がっているということではありますが、町の基本的な考え方で、そこら辺の、50%以下が厳しい所は何%ぐらい減免とか、そういったお考えはないのかどうか。もう確定申告が済んでいるでしょうから、そういうものに対して商工会に限らずあらゆる面で、そういった生産施設に関わる減免とかを考えておられないのかどうかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、今度の6月補正予算にお願いをいたしておりますのが、今、浪瀬議員がおっしゃった、例えば飲食業界も面積が広い所、会食会場が大きい所は非常に打撃を受けておりますので、そういう段階を設けて今回助成というか支援をしていきたいと思っております、6月補正に上げております。もし詳しい内容でしたら今説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

この6月補正に計上させてご審議等お願いをさせていただいておりますが、考え方、制度としましては、先ほど町長が申しましたように飲食業店の規模によって形態的なものもかなり違います。その状況によって減収率と言いますか、減収状況も大きく変わっているというようなことを、意見としても商工会から聞いております。よって、今度考えております制度設計でございますが、まず、50%以上の減少、売上げの減少状況に応じて、かつ、店舗の面積の規模等に応じた格好で、細かく支援の支援金の方を設定をしたいと考えておまして、最初は15万円から最大50万円というような幅の中で、5万円刻み程度で、ちょっとややこしい状況になりますが、細かい状況に応じた支援ができないかということをお断りいたしまして、今回6月補正の方で相談をさせていただいている

状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今のまちづくり課長の答弁では支援金の話がありましたが、私がお尋ねしたのは固定資産税とか施設に係る減免は考えていないのかと当初聞いたんですけれど、その分についてはお答えがあっておりませんので、そこはどのように考えておられるのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今は、固定資産税の減免等は考えておらずに、先にこういう支援で行わせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほど言われたように、支援金で固定資産税等相殺すればいくらか支援になるのかと考えておりますが、そういったところも合わせて今後研究をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと、農業ベースでは、お茶の方も、私も農協の方の資料を頂きましたが、さほどめちゃくちゃ下がっていないわけですが、また、和牛の肉用牛についても昨年の4月、5月よりも今年の方が若干上がっておりますが、12月ぐらいには、昨年の12月はその前の時よりも上がったような、前年よりも上がったような状況ですけれど、現在のところ、また大阪のコロナ発生状況とか、また6月に入ってコトッと下がってきたわけです、単価も、100、200円下がって。子牛の方も6月に壱岐、五島もコロナ禍で20日ほど延びましたけれど。逆に繁殖牛の単価が下がったような状況です。これが、コロナが落ち着けば、またもとに戻ってくれるのではないだろうか。海外輸出も順次行われておりますので、そういったところを期待をしながら見守っていきたいと思っております。

それから、4点目のコロナ禍においても計画している交付金の影響ということで、以前、大野原高原線の谷口から国道へ通じる事業の計画をされた時に、予算では6000万円ぐらい上がったのが、全然予算がつかないということで、ちょこっとしか事業ができなかった時があるわけですね。そういったところ、それも何かの影響が働いたのではないだろうか。本町で予算を立てておきながらできなかった。なぜ、仕事をしないのだろうかとは思っていたわけですが、結局、国の予算がつかなかったということでできなかったということでもありますので、やはり、今回もそういうことが想定をされるわけですね。ですから、町長として、私、申し上げたいのは、政治力を持って、特に省庁などは出向きにくい状況にありますけれど、あるいは代議士さんとかにお頼みをしながら、やはり、綿密に、削られないようにして予算を、逆に余分に来たよというぐらいに政治力を持ってやっていただきたいなと思っておりますが、その点についての考え方はどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、おっしゃるとおりその政治力を持ってお願いをしております。大野原高原線につきましては、令和2年度に、追加3次補正に9000万円もつけていただいております。令和3年度も中尾本線につきましては500万円、それから、大野原高原線は6300万円の中で、6800万円のうち今のところ少ないんですが、1400万円予算を計上をさせていただいております。

おっしゃるとおり、お願いには行こうと思っております。また、今コロナ禍で行けませんけれど、状況、また状況を見ながら行くように予定をしております。向こうの先生方に連絡を取っております。

もう1点、令和2年度の固定資産税の減免でございましたけれど、私、勘違いしてございまして、令和3年度にあるようでございますので、ちょっと、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長の答弁に補足してお答えいたします。

固定資産の減免措置につきましては、令和3年度、現在行っております令和2年中の2月から10月の連続する3か月間の売上げが減少された事業者、中小企業者に対して、事業用の家屋及び償却資産の減免を行っております。これらは、昨年6月の条例改正の時にご説明申し上げて、その分を今、行っているところです。新規という意味では減免の予定はございません。

○議長（吉永秀俊君）

最後ですよ。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今の、中小企業ということでございましたが、農業関係については対象にならないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

農業者も減免は可能で、されている方もいらっしゃると思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、4番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午後3時04分）

再開（午後3時13分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番議員、口木俊二君の質問を許します。3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

先に通告していました2項目について質問をしたいと思っております。

1点目、町内小中学校における避難訓練及びAED取り扱いの現状について質問をしていきたいと思っております。

これまででは小学校・中学校において、年に数回の避難訓練が何らかの形で実施されていたと思いますが、昨年はコロナ禍の中、教育委員会としては学校側にどのような指導・教育をされているのか質問をさせていただきます。

①新型コロナウイルス発生の前は小学校及び中学校ではどのような避難訓練をされていたのか伺います。

②昨年はコロナ禍の中、訓練もままならなかったと思いますが、実施されたのか伺います。

③千綿小学校では9月から旧千綿中学校に移転するようになりましたが、避難訓練もこれまでとは、ここで訂正をお願いします。異なった形で書いておりますけれど、同じような形に訂正をお願いします。これまでとは同じような形で実施するのか、それともこれまでとは違った形で実施をされるのかお聞きをいたします。

④今年度はまだ訓練は実施されていないと思いますが、コロナ禍の中、終息が見えない状況での訓練を実施できるのか、教育委員会としてのお考えをお伺いします。

⑤AEDの取扱いについて質問します。町内の小学校・中学校ではどのような指導をされているのか伺います。

⑥小学校では何年生から訓練をしているのか、それともまだAEDの使用は指導されていないのか伺います。また、低学年には心肺蘇生法の指導方法はどのようにされているのか伺います。

2点目、シーサイド公園の安全管理について。

同僚議員が何度となく質問をされていた観覧席は、やっと危険な状態から解放されましたが、まだ多くの難題があるような気がしております。何点か質問をさせていただきます。

①シーサイドグラウンド横の公園はロープが張っており、使用できない遊具がありますが、町長はこのことはご存じでしょうか。あの公園は町内の子どもたちだけではなく、町外からも子どもを連れて遊びに来ている保護者の方もおられますが、町長はご存じでしょうか。

②400mトラックは郡内で唯一東彼杵町にあります。郡中体連の陸上競技は毎年ここで実施をされていると思います。各学校は、選手は応援の場として、また、応援席としてテントを張りますが、設置場所が斜めになっており、目に見えて危険だということがわかります。上部を削って平地にできないものなのか、平たい場所に設置できたら生徒たちも安心して応援ができるのではないのでしょうか。斜めに設置してあるテントを町長も確認されていると思いますが、どのように感じておられるのかお聞きをいたします。

③数年前も質問したと思っておりますけれども、グラウンドのコースは9レーンありますが、各レーンを区切っている白いテープが劣化して危険な状態になっています。テープを固定している金属

製のピンがむき出しになっています。競技中に転倒した児童・生徒が怪我をしないとも限りません。早急に対策を考えていただきたいと思っておりますが、町長の考えをお聞きします。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

口木議員の1点目の質問にお答えいたします。まず、新型コロナウイルス発生以前の小中学校の避難訓練についての質問についてお答えいたします。

小学校においては、1学期は、火災避難の予告をしての訓練。それから大雨災害時の引き渡し訓練。2学期は地震、津波や不審者侵入の避難訓練。3学期は、避難訓練予告なしの抜き打ち訓練を実施しております。このほかに訓練という名称はついておりませんが、交通安全教室、不審者声掛け対応教室等も実施しております。

中学校においては、1学期は火災訓練、2学期は地震、津波、3学期は犯罪被害防止教室です。

2点目の、昨年度の避難訓練の状況ですが、3校とも感染防止対策を講じて工夫しながら実施しております。中学校は、若干規模を縮小して行っております。

3点目の千綿小学校の移転後の避難訓練についてお答えします。

千綿小学校が移転した9月以降も、年度当初に計画した避難訓練の種類は基本的には変わりません。ただ、校舎が変わりますので、9月の早い時期に火災や地震の場合の避難経路と避難場所を確認するための避難訓練を行うこととなります。

4点目のコロナ禍での避難訓練の実施ですが、これは法の規定に基づき、危機管理の観点からコロナ禍であっても学校の判断で、ウイルス感染対策を講じた上で、実施の時期や内容方法を工夫して実施していかなければならないと考えております。

ただ、どうしても三密を避けられない活動は実施しないようにしております。

5点目のAEDの取扱いについてお答えします。

小学校においては、5年生の保健の授業で怪我の手当てを学習しますが、自分ができる応急手当が内容となっております。また、大きなけがの場合は近くの大人に知らせることが大切であると指導しています。

AEDについて、必ず指導するようにはなっておりません。ただ、授業で使用する教科書に発展学習の資料としてAEDのことも掲載されておりますので、いつ、どんな時、なぜ使うのかの説明はしております。また、校内や身近な所にあるAEDの場所を知らせているということです。

中学校においては、2年生の保健の授業で傷害の防止を学習します。そこでは心肺停止に陥った人に遭遇した時の応急手当として、AEDを含めた心肺蘇生法について実習を通して使用できるように指導しています。

6点目、ですから、小学校の何年生からAEDの使用や訓練をしているかということについては、小学校では発達段階を考慮し、心肺蘇生法については指導しておりません。周りの大人に助けを求めようように指導しております。5年生になってから、AEDについて説明はしますが、操作することまでは求めておりません。ただ、学校の判断で体験させる場合もあるかと思っております。以上で、登壇しての答弁を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、口木議員の質問にお答えをいたします。

シーサイド公園の安全管理でございますが、シーサイド公園の遊具につきましては、令和2年1月に実施した点検結果により使用不可と判定を受けたものをロープで囲い使用禁止としております。遊具の修理につきましては、県と協議中ではありますが、修理に多額の費用を要することから予算化が難しいということです。

2点目のテント設置場所につきましては、昨年の1月に中島県議、県土木部長との現地立ち合い時に平坦にした方が良いのではないかという話が出て、その後計画されかけましたが、教育委員会への聞き取りの結果、今の斜めの方が応援しやすく、また、ほとんどの競技場がこのような形状になっているということからそのままになっております。今年度以降、中体連の連盟としましては、応援席としてのテントは設置しない方針だと聞いております。今後は、各学校1張程度のテントを設置する予定ですが、出場選手の荷物置き場、一時的な休息場所としてのみの使用になると聞いております。ですから、応援の生徒は招集をしないということで決定しているようでございます。

次に、③レーンを区切っているテープにつきましては、議員ご指摘のとおり劣化が進んでおります。今までに転倒して釘で怪我したとの報告は受けておりませんが、釘が落ちているとの報告を受けて、令和2年1月にシルバー人材センターへ釘と白線の撤去を依頼しております。町としましては、テープの損傷が激しい箇所から順次交換を計画しており、今年の3月に1,200m分の張替えを行っております。

また、800mをシルバーへ依頼し、400mをスポーツクラブで自主的に、テープは支給しておりますが、全部で張替えを、スポーツクラブが自主的に行っているところでございます。以上、登壇しての回答にします。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

1番目の新型コロナウイルス発生の前は、小学校及び中学校ではどのような避難訓練をされていたのかということで質問をしていきたいと思っております。

先日、彼杵小学校と千綿小学校にお伺いし、校長先生にお話をさせていただきまして、避難訓練やAEDについてお話をさせていただきました。その折に、彼杵小学校は資料は頂けなかったんですけど、千綿小学校は今年から校長先生が新しく代わられて、私の娘が小学校の時に世話になった先生がいつの間にか校長先生になられて、立派な校長先生になっておられました。

1学期4月に火災予告訓練ですね、4月は。低学年の1年生が入ってきているということで予告なしはちょっと難しいだろうということで、予告があつてということで訓練をされています。

彼杵小学校は、遅れていて、今月たぶんされると思うんですよね、それはちょっと聞いておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

今月何日というのはちょっと私も承知しておりませんでしたけれど、延期するという事は聞いておりました。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね。

4月には、やはり、昨年もコロナ、今年もコロナということで、4月の分を6月に延期して29日だったですかね、ALSOKという警備会社が、そういった訓練の演劇、寸劇と言いますか、そういうことをお願いしているということでお話を聞いております。2、3年やっておられると思いますけれど、教育長は見たことはありますか、小学校に行って、実際されているところ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

彼杵小学校の教室は見ておりませんが、他の学校で、ALSOKは他の学校でも依頼があればやっていますけれど、それは見たことがあります。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

それを見られて、教育長はどう思われましたか。会社の名前を出していますけれど、そのALSOKがそういった寸劇、演劇をやられているところを見て、小学生がどのように感じておられるのか、考えたことはありますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

これについては、私が見たのは不審者対応、不審者に向き合った時にどんな対応をするかということで、距離をおいて接する場合、そして、丁寧に話すとか、相手を刺激しないように話すとか。あるいは、防犯ブザーを鳴らすとか、わかりやすく、演技も交えてでしたので、非常にわかりやすい指導だったかなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね。普通、4月にはそれを、たぶんされていないと思うんですよね、不審者に対しては。ただ、コロナ禍で時期が変更になって、今度は6月にそれも兼ねてするとおっしゃってあります。なかなか密になるのがやはり怖いと言いますか、小さい子供ですから。教室でゆったり運動場に集まっても距離をとって、なるべく密にならないようにということでやっておられました。やはり、火災訓練にしても、ただ、教室だけでは机の下にしゃがみなさいと言われてもあんまり訓練にはならないのかと思っておりますけれど。なかなか郊外に出てということも難しいと思いますの

で、そこら辺のことを考えながらやっておられると思います。

千綿小学校の校長先生は、何をやるにしても避難訓練というのが一番大事だと思っておりますと答えて話をされておりました。なんでだろうと思っていたら、避難訓練をすることによって子どもたちの自覚ができる、行動が素早くできるとか、先生の話がきちんと聴ける。総合的に判断してそういうふうにお話をされたのかと思っております。素晴らしいなとは思っております。

千綿小学校も、やはり4月は中止ということで、まだ次の日にちは決定しておられなかったのではないかと思っております。やはり、何らかの形で時期をずらしてでも訓練をやってもらいたいなと思っております。

2番目のコロナ禍の中、訓練もままならなかったと思いますけれど、1番とあまり変わらないと思っておりますけれど、中学校では避難訓練の見学を何年前にしました。やまだこども園の園児と一緒に彼杵中学校から、中学生が、生徒たちがあそこに走って行って、保育士の先生方と一緒に子どもたちの手を引き、あるいは車で何人か、園児が乗る車に、その車を押して、高台まで、粒崎城とあそこにありますよね。あそこに行く道はたぶん避難経路だと思うんですよね。あそこまで登って行ったのを私は見学をさせてもらいました。中学校と一緒にやるということは素晴らしいなと思っております。

こういった訓練の仕方は、他の、教育長も色々な学校で指導をされていたと思っておりますけれど、そういった園児たちと一緒に訓練をするという光景を見たことがあられるか。また、自分が行った学校でそういうことをしていたのか。もしあられたらお聞きしたいなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

園児と一緒に合同避難訓練をするというのは、おそらく東日本大震災、平成23年それ以後に全国の災害教育の充実を図ろうということで文科省の推奨をしていたかと思っておりますが、本町では平成25年に文科省の委託を受けて、防災訓練の防災教育の指定委託を受けて研究実践をしております。その時、当時私も彼杵小学校におりまして、旧彼杵中学校とこども園との合同訓練を目にしたことがあります。自助共助ということで、地域ぐるみでということで、自分の命が大事ですから、必ずしも自分の命をさておいて小さい子供とかお年寄りとかいうのは別の話になると思っておりますが、自分でできる範囲であれば一緒に手伝って避難するというのが良いのではないかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、やはり、皆で心一つにやっていくのが一番かなと思っております。

彼杵小学校では、現在ですか、これまで、避難経路というのが避難訓練の際の、たぶんやられていなかったのではないかと思いますけれど、火災ではなくて避難訓練ですね。大雨とか、津波とかの訓練で聞いた話が、彼杵川がありますよね、その側道がありますよね。そこを通過して、番神山がたぶん避難経路の避難場所になっているように伺ったんですけど、今それでは東日本大震災から、川を、大村湾はめったに来ないと思うのでそういうことはないと思っておりますけれど、遡ってずつ

と行きますよね。危険ではないかということでおっしゃって、今後このコースを考えないといけないということで、歩道橋を渡って、彼杵川の道ではなくて中学校の裏の農道を通って、中学校と同じような経路で、向こうの方に計画ができないかなと校長先生はおっしゃっていましたが、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私が彼杵小学校の校長の時に、その避難訓練を始めたわけですが、第一次避難で校庭に集まります。その時に津波の情報が入ったという想定です。何分後に津波が来る。この時間でどこまで行けるか、最短が下三根のゲートボール場の上です。そこに避難していました。それで、その時は警察や消防署とも協力いただいて、国の防災士の方も一緒にご覧になっていたかと思います。

やはり、津波の到達時間が大事です。時間がなければ垂直避難で小学校の3階、あるいはその上の屋上。そこが一番安全かと思いますが、到達する時間、避難する時間があれば一番近い下三根だと思っています。もっと時間があれば中学校の裏を通って向こうの滝川内の方まで行く時間があればより安全かと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら、教育長は今でも二次避難的な行動というのは、彼杵川沿いを通って行くのが一番ベターかなと思っておられるわけですよね。最短距離、最短時間を考えたらやはり彼杵川を通って、グラウンド、その上か、グラウンドかその上、グラウンドはちょっと低い所にありますよね。私が言った避難コースも滝川内に行くのはちょっと低い所にありますけれど。やはり、彼杵川を通って、そっちの方に二次避難の時は行った方が良く今でもお考えを持っておられるのですか。

彼杵小学校の校長先生は、私が言ったコースを言われたんですよね。はっきり決まってははいないけれど、私はそういうふうに考えています的なことは言われたんです。教育長のお考えを。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほども言いましたように、津波の到達時間に余裕があれば最短でそこに行くんですけど、もっと余裕があれば川の堤防の下は通らない方がなお良いとは思いますが。ですから、ケースバイケースで校長なり教頭なりが指示をして動くとなりますので、その判断が大事になってくるかと思うので、いくつか方法を考えておいたほうが良いかなと思いますので、一番短い直線で行くのか、一番安全な蔵本の滝川内の方に行くのか、時間がないから垂直避難で2階、3階、屋上に上げるのかという色々な選択肢を考えておいた方が良いのかなと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

私もそう思います。一番早いのは屋上に上がるのが一番早いんでしょうけれど、今後、こういっ

た避難訓練をされる時に、やはり、何コースか考えを持っていただいて、そのコースだけではなくて、今回はここにしようとか、次回は違ったコースに行って、子どもたちの反応を見ていかなければいけないかなと思っております。そういった指導と言いますか、お話を何らかの折に校長先生たちとお話をされてみたらいかがかなと思っております。

次に、3番目にいきます。

千綿小学校は9月から旧千綿中学校に移転をしますけれど、この避難訓練は違った形になるのではないかなと思っております。不審者や火災とかはあまり変わらないかなと思っておりますけれど、今の小学校よりずいぶん高い所に中学校はありますので、そこが一番安全かなと私も思っております。もし、先ほどから話をしています二次避難になった時にどのようなコースを想定されているのか、そういったことを教育長として考えたことがあられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ず、どこの学校でも一次避難は運動場や校庭だと思うんですけど、その先、第二次避難をするかについては、各学校の実態に応じて設定すると思いますので、そこは学校の判断に任せております。旧千綿中学校の校舎は高台にありますので津波の心配はないかと思うんですが、子どもたちがこの後、卒業して成長した時に、あるいは途中で転校して海の近くに行くかもしれませんので、その時に地震が来たら避難するんだということは身につかせた方がよいということで考えております。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね。9月から旧中学校に移転しますけれど、6年生も卒業したら、海に近い東彼杵中学校に通学をするわけですね。今まで高台にいたからそういった訓練はしなくて良いではないですけど、あまり心構えとして持っておられなくても、東彼杵中学校に行ったら、海拔何mもないですもんね。やはり、そういったことを考えながら、小学校高学年になったらそういった話も徐々にしながら、二次避難的なことを考えながら、少しでも移動して避難場所を想定して設定をして訓練をした方が、私は良いのではないかなと思っておりますけれども、教育長はどのように。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ご指摘のとおりでございます。第一次避難で安心するのではなく、津波が来ることを想定して二次避難場所を考えておくということも大事だと思いますし、一次避難場所が確実に安全かどうかという確認もしなければと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、いろいろ考えを持って行動をしていただきたいと思いますなと思っております。

次いで4番目の、今年度はまだ実施をされていないと思いますが、コロナ禍の中終息が見えない状況での訓練を実施できるかということで、先ほどの回答では、学校側の判断で工夫をしていただきたいということでしたけれど、直接、教育委員会の方から学校の方にこういったことをした方が良いのではないかなど進言というのはされないで、学校側に、そこら辺は任せた状態になっているのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

基本的にそのとおりでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、法的には、規定されておりますので、避難訓練をですね、実施するように。学校の安全計画を作成すること。計画を作成しただけではなくて、それを職員に周知すること、そして訓練を実施すること。これも規定されておりますので、この規定と併せてそれをいつどこでやるかということはカリキュラム上学校行事なり、学級活動なりでやって行くことは、学校の教育課程の編成の主体であります学校に任せられております。ただ、昨年度、今年度はコロナがありますので、やはりコロナの三密を避けるような対策を講じながらというのが、今の現状でございます。条件が付くということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

その避難訓練と言いますか、火災にしても不審者にしても訓練をされるわけですけど、彼杵小学校では1学期、2学期、3学期に各1回。千綿小学校では4回されるみたいなんですよ。これは、町内で決まっているわけではないのですか、何回せよとか、それ以上しなさいとか。それは、それこそ学校の判断でされるわけですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

そのとおりでございます。学校の判断で回数等は決めておりますので、回数に多少の差があるかと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

わかりました。

次の5番目のAEDの取扱いということで質問したいと思えます。先ほどの話では、AEDはまだ指導、指導というかされていないということで、低学年は無理かもしれませんが、各学校2校とも実際には指導していないと。ただ先生たちには指導をしているということでお話がありましたけれど、これもやはり、先ほど教育長も言われましたけれど、私も本を頂きまして、これにずっと書いてあります。それで指導をしていると先生も言われていましたけれど、やはり、高学年ぐらいになったら、5年生、6年生になったらAEDの扱い方ぐらいは覚えていた方が良く、教えはされてい

ると思いますけれど、本を見ながらですね、本にずっと書いてありますから。それでも、やはり実際にAEDを持ってきて、直接するのではなくて、こういうふうにするんだよというのを指導した方が少しでもわかりやすいのではないかなと思いますけれど、そういったことは教育長としては考えはお持ちではないですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど言いましたように、必ずしもAEDの学習をしなければいけないということはないのですが、理解はさせる、各学校させているということですね。教科書にも載っていますから。ただ、それを必ず実技を通して実施しなさいということではありませんが、頭だけの、教科書見てだけよりも、議員さんご指摘のとおり、現物を持ってきてこのようなものなんだよ、これを使うんだよということ、いつ、どんな時に、なぜ使うのかということのをわかっておけば、何かあった時にそれを持って来て大人を呼ぶということもできるし、いざという時はそれを使うかもしれませんが。ただ、その時に、AEDと胸骨圧迫という方法、心肺蘇生、それはセットに緊急法ではなっておりますので、AEDだけ使えばいいというものではないので、その辺が難しいのかなと感じはしています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、心肺蘇生法もありますけれど、やはり昨年から学校でも消防署にお願いをしたところ、やはりコロナで密もあるし、人工呼吸も密接になりますのでちょっと指導できないということで、やんわりと断られましたと言われて、たぶん、今年もやられないのではないかなと思うんですよね。ただ、今から来月になれば夏休みにも入るし、子どもたちが水にさわる機会も多くなると思うんですよね。何らかの形で1年生は特に、心肺蘇生法や胸骨圧迫だけでなく、それをしたら危険な時もあるんですよね、肋骨を折ったりなどします。むやみにやってもかえって危険な時もあります。私から言っても何ですけれど、町内の消防団で女性消防団、指導の資格を持っている消防団員が5、6名いるので、心肺蘇生法だけでなく、プール前になったら水に入った時に、おぼれそうになった時にどういうふうにするのかを教えるのも良いのではないかなと思うんですよね。ペットボトルに少し水を入れて持たせたり、クーラーボックスを投げたりして。そういうのも、やはり、やっていかないと。ただ、消防署が言われるように、ちょっと遠慮しますと言われてもなかなか教える人がいないんですよね。消防団が、総務課の方がどのように思っているかわかりませんが、学校からそういうふうなお願いが来たら柔軟に対応していただきたいと思いますが、教育長のお考えを。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

講習を行う上で、実技を行う上でそういう指導に長けた方が来ていただけると非常に助かりますし、指導者が1人で受講者がたくさんよりもグループに分かれて、実際に近くで指導していただく

方がより理解、実技がマスターできますので、女性消防団の方が応じていただけるのは非常にありがたいことだと思いますので、今後活用させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

そうですね、子どもたちの水難事故が少しでも減ることを期待しております。

次に、町長にお聞きをいたします。

1 番目のシーサイドグラウンド横の公園ということで質問をしましたが、先ほど同僚議員もこのことを質問をいたしましたけれども、二つロープを張って使用できないようになっております。私が見た時は1回、3月の終わりごろだったですか、草がもうものすごく繁茂して入れないような状態だったんですね。今、この前行って見たらきれいになっていたの安心はしました。先ほど出ました県の看板が立って、まだ、今ちょっと、普通の保護者が行っても使えないなという感じしか受けないんですよね。たぶん、使えるんですよね、他の遊具はですね。二つを除けば。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

大型の複合遊具 2 つは使えないで、あと小さな遊具も使えないのがいくつかあるんですけど、囲っていない所以外は使えます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

あそこは、海岸が近くにあるし、劣化が多分激しいと思うんですね、錆が。何と言っても塩水が直接。昨年度ひどかったですもんね。あの時、あぁいったことが何回か起きれば、あまり年数が経たなくても錆びて劣化してしまうと思います。あそこは県の所有で町の管理ということですけど、大きな砂場がありますよね。あそこも使用して良いような感じではないんですよね。草が砂の中に生えて、砂も減っているし、管理が町でされているのであれば、使えるのであれば、砂場の整備をお願いをしたいと思っておりますけれど、できないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

砂場が、ザイルクライミングと言うんですけれど、ロープで登って行くものがある所ですけれど、砂が減っているということであればもう一度確認をいたしまして、こちらで入れられる、概ね5万円程度までの修繕であれば町でしています。それ以上であれば県にお願いをしているんですけれど、ちょっと、もう一度確認いたしますけれど、5万円程度で済むのであれば町の方で対応したいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

砂だけだったら、量にもよるんですけれど、砂だけだったらそれ対応できるかなと思います。私の考えとして、たぶん無理かなと思いますけれど、やはり、防潮のために、あそこにネットみたいな、あそこの一画にネットで覆うような、海岸からくるしぶきを受け止めるのにネットみたいな感じを張っていただいたら違うかなと思うんですけれど、そういったことは県にお願いはできませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

管理の方が町に任せられておりますので、要望は県の方にはやってみたいと思っております。

色々な条件で、一番焦点にしていますのは遊具の方をお願いして、何回もお願いをして、そういう状況でございます。管理の方を任せられておりますので、私が出向いてでもそういう要望もしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうですね、先ほど話がありましたように、撤去をされるのであれば早急に撤去をしていただいて、県議の話も出ましたけれど、私も話を聞きましたけれど、お願いはしていると言っておられましたけれど、なかなか先に進んでいないようですので、やはり待つておられる方もいっぱいおられます、あそこで遊びたいということで。なるべくなら、少しでも早い段階で、早い時期にできればなと思っております。対応をよろしく申し上げます。

次に、400mトラックのテープのことなんですけれど、この前も見に行きましたけれど、やはり、結構、かなり残っているんですよ。10cmぐらいに切れてしまったり、曲がったり、外れてしまったりして、あれではちょっと見苦しい所もあるし、草も生えかかっているし、やはり、どうにかならないかなと思っております。先ほど言われた1200m補修をしたと言われておりましたけれど、私はちょっとそこまで確認をしなかったんですけれど、1コースからきれいにされているんですか。一番危ない所からされているんですか、補修というのは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

損傷が激しい所とカーブですね、直線部分でありますと大会等で線を引くのも容易に引けるということですので、カーブになりますとなかなか簡単に引けないということがありますので、損傷が激しくてカーブの所から補修をしています。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

なかなか、外のレーンの方は使用頻度がないかなと思うんですけど、400m走る時は使うんですよ、ずっと1周。800mになったら戻ってくるんでしょうけれど。やはり、400mトラックがないと県に行った時になかなか対応ができないんですよ。200mトラックではスピードバランスも違うし、感覚も違うし、やはり400mトラックでないと他所に行った時に恥ずかしい目を生徒たちが受けると思うんですよ。なるべく良い環境で競技をさせてもらいたいと思いますので、そこら辺のところは早急に検討をいただければと思っております。

学校の方から出ているんですか。観覧席が斜めになって、テントを張って斜めになって危ないなと、見ていてもちょっと危険な感じがするんですけど、その方が良いと学校側の方から来ているんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、教育委員会に聞き取りをしておりますので、たぶん学校の方からも話が出ていると思います。

テントを、今度一つずつ張るんですが、選手の道具置き場とか、そういう形になるだけでございまして、あとは応援の選手も要請しないと。川棚、波佐見、東彼杵は当然ですけど、ですから、選手だけの競技会に、今後、将来ともなっていくということでございまして、対応としてはそのまま観覧席の斜めのまま対応をするということでございます。

ただ、テントの張り方についてもいろいろ危険性もありますもんですから、学校と協議を教育委員会がしてもらって、どういう方向にいくか検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

そうしたら、選手だけということですよ、集まってくるのが。コロナ終息してもずっと他の応援の生徒は入れないで、引率しないで選手だけで競技をするということですか、コロナが終わっても。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことでございます。とにかく選手だけの競技会にする。応援団、学校全部がそこに来るということはないということで聞いておりますので、将来とも、コロナ禍が収まってもそういう形になるということです。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

最後になりますけれど、通告書には書いておりませんが、関連ということで、グラウンドの周り、外側に街灯がありますよね、何箇所か、10 か所ぐらいか。それが低いんですよ。普通はビューっと高くなっているんですよ。街灯が低くて、中まで届いていない場所があるんですよ、ほとんどですかね。それを1 回要望をしたんですけど、夜に歩く人が暗い、歩きにくいということでお話を聞きましたけれど、それをちょっと県北振興局に行って話をさせていただいた時に、そういった時のように作っていないと一蹴されました。やはり、どうしても、健康維持のために歩いている方が結構夜におられるんですよ。やはり、見ても危ないような、危険性を感じるような所がありますので、もしできれば、全部が全部と言いませんけれど、何箇所かに1 本、もうちょっと倍ぐらいの高さ、ルックスがもうちょっと明るいような感じの街灯を設置していただきたいなと思っております。町長のお考えを。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

散歩する方から聞いておりますので、県に行って、今電灯も LED に随時交換していただいております。町の街灯も街灯組合の方から LED に順次交換をしていただいておりますので、そういう形で中間に、全てはできないかもしれませんが、これは、また私がお願いに行ってみたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

それでは、それを早急にできることを期待しながら質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、3 番議員、口木俊二君の質問を終わります。

ここであらかじめお知らせをいたします。

本日の会議はあらかじめ延長いたします。

次に、9 番議員、森敏則君の質問を許します。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

私、令和2 年9 月に一般質問をさせていただいた以来、これは豚舎の問題で町長と論争をさせていただきました。その節は、県と調整をやっていただいて、旧農学園跡地の活用は別として、誘致断念に導く対処をされたことは高く評価をさせていただきたいと、まずもって申し上げたいと思います。

それでは、これより、通告した質問を行います。

はじめに、第5次総合計画と第2期総合戦略の今後の展開を問うという件であります。平成26年度から令和5年度を目標年度、これ10年計画ですね。この計画は、今を未来へを基本理念に、小さくても、誇りを持って輝くまちを目指し計画をされました。

今年度は、8年目を迎えて、長年の成果を結集して集大成の仕上げ、2年前の段階年度ですね、その年度として期待をしているところでございます。加えて、第2期総合戦略では、第5次総合計画に挙げた施策のうち、定住促進や地域創生などに関連し、目標の達成や施策の効果が大きいものを抽出し、重点的に取り組むこととしてと、ここをずっと、私、読んでいますが、これは全部総合計画とか戦略に書いてある文章を引用しております。

それで、この4つの項目を実施、各施策、事業等を実施され、それぞれ事業報告をいただきました。

また、この計画は目標年度である令和6年度に実施すべき数値目標を設定し、社会情勢の変化、施策の進捗などの状況変化があった場合は見直し、単年度のPDCAサイクルにより施策効果の検証と改善を進めると書いてありました。これも記してあります。

そこで、4つの基本目標を挙げていらっしゃいますが、これを具体的な施策と主な事業が進められておりますが、町長が最も自負する事業、自慢する事業でも結構です、これを1例、2例要りません。

次に、最も危惧する事業。これは心配する事業とか、あるいは懸念される事業、これも1例で良いです。それぞれを示して、今後の計画の戦略の展開を町長に伺いますので、これも最初、議長が言われたとおり簡潔、明解に答弁を求めたいと思っています。

なお、課長の補足説明は、私が指名した時にだけお願いいたします。それ以外要りません。よろしくお願いいたします。

次に、大村市との合併の見解を問うという件であります。合併の話をするのはタブーという人もいらっしゃるかと思いますが、やはり、ここで釘一発打っておかないと、大村の合併問題も頓挫してしまうのではないかと今回質問をさせていただきました。

先ず大村市の状況です。皆さんに事前にお配りした人口の数字が若干変わっていますので、その数字は後で訂正します。大村市の3月末の人口と東彼杵町の5月末の人口は訂正しますので、この後訂正します。

大村市の人口は、1970年から年間約1,000人の増加がずっと続いていたんですね。そして、2005年からは若干鈍化しました。年間約500人。減ってはおりません、増加を続けています。

また、資料によりますと、令和2年が一番最高で91,583人がピークだろうというような予想をされていましたが、実は、昨日、大村市の市民課に電話しまして、大村市の人口は何人ですかとお尋ねしましたら、97,502人、世帯数44,582戸。これが大村市の人口と世帯数です。要因は、どんなところ所に増えているんだろうとっておりました。やはり松原地区、竹松地区、鈴田地区、1戸建ての住宅がぼんぼん建っています。それと、アパート等も結構あります。相当な数が、まだ大村市の方に寄ってきているというのは現実であります、現況であります。

一方、東彼杵町は、あんまり言いたくはありませんが、もうご覧のとおり減ってきています。ここはとばします。書いてありますが、あとで読んでください。

人口は、令和2年に8,000人を割るという予測が出ていたんですよ。ところが、8,000人を切った年度はその2年前、平成30年9月にすでに7,999人。2年前よりも割っているんですよ、8,000人を。そして、令和3年5月末、これも町民課の方に確認しました。5月末の人口が7,657人です。これが今の東彼杵町の人口です。ちなみに、人口ビジョン検証報告書という将来の20年後、40年後というのを書いてあります数字を見ますと、令和22年、約20年後5,421人になる。そして、令和42年には3,265人まで減少すると。こういうふうに予想をされております。以上が東彼杵町の状況です。

次に、3町合併の件を少し説明をさせていただきます。

3町合併は、ご存じ、知っておられる議員、全く初めて聞くという議員もおられますが、3町の合併は、平成14年4月、任意合併協議会が設立されました。その後、住民投票等を踏まえて、11月に法定合併協議会が設立され、17回の協議会が開催されましたが、結果的には平成17年3月31日に解散されました。

更に、平成19年には、県が示した構想に基づいて、平成21年3月に東彼杵郡合併協議会が設置されましたが、これも電算システムの予算計上等の問題で紛糾し、そして協議会は破綻しました。

また、今回、今度は、西九州させぼ地区の圏を申し上げますと、現在、東彼杵町は11市町で構成する佐世保市・平戸市・松浦市・西海市・川棚町・波佐見町・小値賀町・新上五島町・伊万里市・有田町、この11市町で西九州させぼ広域都市圏の連携協約を2019年1月に締結しております。これは、行政サービスの費用を削減し、共同で経済支援を行うなどのスケールメリットを生かし、取り組む枠組みとされております。そして、10年後、20年後、よく考えた場合ということを書いていますが、本町の行政サービス等の経済高率化やコスト削減などの経済性に関する効果を考慮した場合、先ほどの西九州させぼ広域都市圏と比べて、隣接する大村市との合併が最善ではないのかと考えております。

この件について、町長の大村市の合併に対する見解をそれぞれ人口の移動、それから東彼杵町の合併の経過、そして西九州させぼ広域都市圏の問題、3つ踏まえて、しっかり将来を見据えた上で、大村市との合併の見解を町長に求めたいと思っております。以上、登壇での質問は終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、森議員の質問にお答えします。

第5次総合計画と第2期総合戦略の今後の展開を問うということですが、私が最も自負する事業はありませんが、町内外の人々が認めていただいている事業として、施策2の3、まちの魅力を活かした交流の促進であります。東彼杵町への新しい人の流れを作るということで、既存施設、空き店舗、空き家等を使った事業があると思います。今後の展開としましては、今ある地域資源を体験価値に転換し、買いたい、訪れたい、交流したい、住みたいと思われる町づくりや、地域独自の体験価値を創出し、その地域でしか味わうことのできない特別な経験として共感を生むことなどを進めたいと思っております。

全国的に知名度の低い地域や小規模な自治体は、人、もの、金、情報などの経営資源が乏しく、自力でブランド構築を行うことは容易ではありません。そのためには、地域内外の有力な人材や企

業を取りこんで、地域ブランドのパートナーとして参画してもらう必要があると思います。

地域と企業が総合的に地域の体験価値づくりに取り組むことにより、地域の情報や魅力がメディアに取り上げられる機会も増え、お金のかからない PR 活動として非常に有効な手段であるとは考えております。

今後の戦略としましては、町の魅力を徹底的に生かす方針で臨みたいと考えています。日本一になったそのぎ茶をはじめ大変優れた産品、雄大な大村湾を真近に臨む素晴らしい景観、自然環境、交通アクセスの良さ、それから人が人を呼び込む好循環を今実現できているのではないかと思います。また、課題としましては、素晴らしい景観や地域産品の更なる情報発信と有効活用がまだ図られていない。

生きがい需要に担う産業の更なる振興、企業誘致、テレワークに対応したサテライトオフィスの誘致などでございます。これは本日の長崎新聞にも記載されておりますが、地方創生交付金で支援すると国が決めておりますので、これに取り組みをさせていただきたいと思っております。

それと、更なるコミュニティ基盤の充実と移動支援や買い物支援等の推進もでございます。

また、町のグランドターゲットとしましては、スローライフに関心がある方、セカンドハウスや地域資源の活用や地域課題の解決に関心のある方など取り入れていければなと思っております。

次に、農業でございますが、農業と言いますか、最も危惧するところでございまして、これは、施策の 1 の 1 に基幹産業である農業の活性化を掲げていますが、基幹産業が農業である本町にとりまして、最も危惧しておりますのは認定農業者、新規就農等の地域農業の担い手の確保と経営力強化及び育成支援であると思っております。

農業センサスによりますと、ここ 10 年間で販売農家戸数は 574 から 463 戸と約 20%も減少しております。一方高齢化が進んでございまして、43.6 から 46.8 になっております。

今後の計画としましては、佐賀県や福岡県と国と同じ補助事業の県単事業を数多く用意されてございまして、新規就農者が集まりやすい傾向になっております。特に、本町のような中山間地域は生産性では劣るため、I ターン等による新たな担い手確保には大きなハンデがあります。よって、今後は担い手にとって魅力ある事業メニューを考えたいと思っております。

戦略の展開でございますが、戦略を展開する上で念頭に置きますのが、先ず現在農水省の新しい農村政策の在り方検討会で、新たな担い手として位置付けられる半農半 X の推進。

次に、先月 12 日に正式決定されたみどりの食料システム戦略に掲げる有機農業など、環境に優しい農業の推進。そして、省力化効率化を加速化するスマート農業の推進であります。以上が、今後の戦略として考えているところでございます。

次に、2 点目の大村市との合併の見解を問うてございまして、私の見解としまして合併につきましては、町民の皆さま方の意見や町議会としての考え方が重要になってくると思っております。そのためにも合併によるメリット、デメリットを十分考察して、町民の皆さん方にお示しをしなければなりません。合併については大村市側の意向も重要でございます。先の 3 月議会の市議会一般質問で、大村市長は東彼杵町との合併については考えていないと回答されております。

過去の合併について振り返ってみますと、法定合併協議会設置についても住民発議や議会の採決、あるいは住民投票などがあり、二転三転した経緯もございまして。そして、平成 21 年 8 月 7 日、地方自治法第 252 条 6 の規定により、議案として提出されました東彼杵郡合併協議会の廃止につきま

しては、東彼杵町議会が否決をしていますので、現在まで休止となっており、東彼杵郡合併協議会は廃止されていないということでございます。したがって、今の段階で大村市との合併を進めることは、現状において考えていません。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

それでは質問席から町長に質問させていただきますが、2 問、この後の本題に入る前に 2 問、ちょっと不意打ちみたいな質問を 2 問行います。町長も紳士的に答えていただきたいと思います。それは、この後に、非常に、極めて重要な答弁になりますので、是非答えていただきたいと思います、2 問。

まず、1 問目は、町長の今の、町長席の今の座り心地をお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

座り心地とか何とかではなくて、私は、今の質問の心地ということは一切考えておりません。一日一日一生懸命努めているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんね。座り心地というよりも町長としての心意気は先ほどからずっとお話しされているんですが、当然、当然、今町長おっしゃるように、一日一日を一生懸命やるのが当然ですよ。なぜこんなことを聞いたかという、やはり、町長も町長席に座って大変苦勞されているのではないかなと。そこを考慮したことで私は聞いたんですよ。もう一度お願いします。町長がよく好きな言葉で、はっきり言ってというのは、これは議員時代に使っていた言葉です。是非、はっきり言っていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

ありがとうございます。緊張して、いつも、ここに、自分で手を挙げてなりましたから、苦勞はやむを得ないと思っております。ただ、職員にいつも話しておりますのは、職員の方は備品、政治家は消耗品。私は 4 年間貸衣装を借りているだけでございますので、そういう考えで務めております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

その言葉を待っていました。

もうひとつ、もう一個不意打ちの質問なんですが、昨日、日曜日ですか、本当は新聞を持って来てはいけないんですけど、6 月 6 日の日曜日の新聞なんですが、波佐見町の現地情報を多く熱く、

好反応ということで、これは見られましたか、町長。

○——△——
——△——△——

○9 番（森敏則君）

はい、よかった。

見られたのであれば、町長、この職員を見てどう思われましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、私は、管理職会議でも申し上げましたけれど、今、東彼杵町は職員がもうギリギリで、1人で何役もこなしてしまっていて余裕がないんです。職員の中からもそういう対策を取るような意見も挙がっております。

波佐見町は、私、町長と話をしましたけれど、前回職員を多く採用されたそうでございます。ですから、例えば、大きな市役所も一つの係に3人、大村市もそうです。マイナンバー係に3人から4人いらっしやる。東彼杵町は、戸籍もしながらマイナンバーもしながら、色んな業務をしながらしておりますので、今後、今、森議員がおっしゃったように、職員が、採用試験でもし応募があれば、まだ定数いっぱいになっておりませんが、そういう形で来年1名、その次4名退職ですかね。その辺を総合的に勘案して優秀な職員が採用できれば、一気にお願いできないかなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

ちょっと今のよくわからなかった。お願いができればいいかなとは、何を願うのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

職員採用をしても、この前、例えばあと2名合格のような状況だったんですが、他所の、やはり役所とか民間会社に行かれるんですね。是非こちらの、もし合格されて自分で手を挙げて来ていただければ、職員を数多く採用というか、できるのかなと思いましたが。前回、どうしてもちょっとキャンセルというか、ありまして、採用ができなかったという状況でございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

採用の数はいいんですが、私は職員の使い方と思うんですよ、今回の波佐見町の場合は。いかに上手に、いかにタイムリーに、いかにその人がやる気がある部署で活躍できるかという場を提供して、その職員を一生懸命やった結果がこれだと思うんですよ。新しい、採用したらどうだこうだではないんですよ。今いる職員だっていらっしやるんですよ。今いる職員だって波佐見のような、今回、トップ記事に載っていたんですよ、日曜日の。トップ記事と3面の所に載っていたんですよ。

これだけの、やはり活躍をしたということで、長崎新聞が取材に来ていますが、あれだけ大々的に取り上げているんですよ。ということは評価をされたということなんですよ。そういう職員を育ててはどうですかという話をしたつもりなんです。町長は新規採用がどうだこうだではなくて、その話をしたんですよ。もう一度お願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私もそういう方向でいます。今、職員も手一杯なんですよ。余裕が出るためには新しく採用して、そこに仕事に就ければその人がそういう開発ができる。開発に意欲がある方もいらっしゃるんです。いらっしゃるんですが、今コロナもあって仕事が手一杯で、うちの町役場はギリギリで今までできています。1人退職したら1人しか採用しない。そういう状況でございましたから、そういう状況を説明したものであって、やる気がある職員はいるんです。いるんですが、今、働き方改革があって、その人だけ月に100時間残業というのは非常に厳しい状況でございますから、私は今申し上げたつもりでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

それでは、不意打ちの質問はこれで終わりますが、それでは、先ほど答弁いただきました自負できる事業、懸念する事業、それぞれおっしゃられましたが、たくさん言われましたのでちょっと覚えておりません。ただ、私の頭の中に残ったのは、3年前の町長の最初の施政方針、令和元年度の所信表明、令和2年度の施政方針、令和3年度の施政方針、3つみんなもう一度見ました。そうすると、共通点があるんですよ、共通点が。それは、やはり、町長のポリシーというのが令和元年、令和2年にあるんです。3年の所からちょっとぼやけているんですよ、ポリシーが。ポリシーと言ったらちょっとわからないですね。組織における政策や指針を示す言葉なんだと、格好良く書いてあります、ポリシーとは。

これが、今、自負される言葉の中に随処に入っていました。令和元年の5月に所信表明をされた時に書いてあるのが、誰もが住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らせる町にするために、今、住み続けている方も新しく住んでいただける方も大切にできる町へ、全力で取り組みますとこう書いてあります。

令和2年、これは施政方針です。将来を見据えてやらなければならない事業は積極的に取り組む必要があり、限られた財源であります。交通アクセスの良さと自然の美しさを強調しながら来てもらう、見てもらう、住んでもらう町の実現を目指します。まさしく先ほど答弁された内容が網羅されているんですよ。

次、今年3月、今年3月は、ちょっとそういう意欲というのがちょっと見当たるとしたらここかなと思って、こう書いてあるんですよ。以前、当たり前が普通に戻らず、根本的に違ったものの考えのもと、多くの課題に対して一つ一つ対峙し、できるところから積極的に取り組む覚悟と責任が必要でありますと、非常に立派な施政方針だと私も評価しております。これが、やっていたら町は何の問題もなかったですよ。ところが、やはり、せつかく計画を立てても戦略を立てても、結果的

にはAであったり、Bであったり、Cであったり出て来ているんですよね。これは、私が思うには、言っただけ悪いですが、机上の、机の上のちょっとしゃれ事で、本当にひどい言葉で言うとお遊びみたいな、やっつけ仕事みたいにしか思えないんです。民間は、仮にこういった計画を立てたら、それが達成できなかつたら左遷ですよ。あるいはクビですよ。普通の銀行員でノルマを掛けられて、これだけの仕事をやりますと、例えば農協さんとか特にひどいですよ。共済をこれだけ取りなさいと、取り切れない職員はこれですよ。見ているでしょう、知っているでしょう。それが民間なんですよ。でも、ここは責任を取らなくていいですよ。ここが問題。ここが問題。だから、私が言うには、もう少し現場を、現場を見て確認をした方が良いのではないかと思うんです。これは、先ほど出ましたシーサイド公園の現場。たぶん、見ていないと思うんですよ。首を振ったから見たのかな。うん。

見ても良いんですけど、でも、管理は東彼杵町なんです。私は、直接、県北振興局の管理課に電話をしました、随分前。やっとなですよ。あれから何か月ですか。管理は東彼杵町に任せておりますからよろしくお願ひしますと、担当と協議をしておりますからと、やっとな先月末から使えるようになったんでしょう。これはやはり遅すぎる。その間、他市町から来たお客さんたちは、遊具が使えないんだ、東彼杵町はいつまでも、あれは県の施設なんです、他所から来た人はみんな東彼杵町のものだと思っただけじゃありませんよ、おそらく。だから管理を任せられた以上は、しっかりと管理をしなければいけない。更に、先ほど不思議に思ったのは、県議の話が出たでしょう。県議ではない、担当課でしょう。担当の所に行くのでしょうか。なぜそこに県議が入るんですか。おかしな話をずっと答弁されてきました。2名に、約。仕事のやり方がおかしい。現場を見て、そしてどうあるのか、その対処というのはちょっと考える必要があるのではないかなと思いますが、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も、県北にも何回も行っていきますし、前回も建設課長と出向きました。局長とも会いました。中島県議がお見えになったのは、たまたま土木部長と町内の視察の中で河川とか港とか見ていただいて、こちらのシーサイド公園を見ていただいけませんかということで見ていただいて、とにかく部長も何とかしたいとおっしゃるんですが予算がない。前回も申しましたように、長崎県下で、東彼杵町だけではないんです、県全部ですから。長崎県の予算もありますから。そう一気に付きません。何千万円も掛かるということですから。でも、私も、森議員がおっしゃったように、あきらめずにとにかく撤去だけお願いしてできませんかと。それができれば町で、先の管理をさせていただきたい。今、質問がありましたように遊具を置くとか、私が先ほど言いましたようにちょっと築山を作ってトンネルとか、子どもたちが遊べる怪我をしないような形の、小さい子供も、小学校低学年も。そういった形で進んでおります。中島県議がお見えになったということは、土木部長と一緒に視察の中で、流れの中で来ていただいたもんですから、もうお願いをしたということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

事業を遂行するに当たって、一番相手に納得させるのは、俗に言う因果関係なんです。こういうことだからこうしてくださいと。それをきちっと説明できれば県も対処しますよ。それが不足しているんじゃないですか、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

説明の仕方が不足していたかもしれませんが、もう最後は担当部署もそうですけれど予算です。それと、国の補助が入っておりますから、その辺との協議に時間が掛かっているということがございます。国の補助で簡単に撤去したりすることができないということは私たちもわかっております。補助金返還とかなる可能性もございますから。その辺で長崎県の財政も厳しいものですから、そういうことですぐ右から左にできないということがございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

長崎県の財政状況は、長崎県に限らず全国厳しいですよ、わざわざ言わなくても。そういう状況が全国津々浦々あるんですよ。それを東彼杵町、ここだけの話だけではなくて、それは全国的な話、誰もが知っている話、わざわざここで言う必要はない。

今回、農業関係について、非常に高評価のお話をされました。そして、4 年連続、お茶の件を例にとりますと、そのぎ茶の販路拡大支援事業とか、あるいは日本一そのぎ茶プレミアム戦略事業とか、非常に功を制しているのかどうなのか。この取り組みというのは、まず、プレミアムとは何ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

プレミアムとは特別なということがございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

特別なというのは、何とかビールにプレミアムビールとありますよね。やはり普通の価格より 10 円か 20 円高いんですよ。それだけ肝いった商品を作りますよと、これを売り込みますよと。だから、プレミアムが付くんですよ。プレミアム商品とか。プレミアム戦略とは特別な戦略なんですよ、特別な戦略。今やっている事業で特別な戦略とは何ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今やっているのは、今回、長崎市にお茶の店を借りて出しました。初めてです、そのぎ茶の。そういう店を出して、私が今度 11 日に行ってコマーシャルというか、そういうことをする予定にな

っております。今回、そのぎ茶はせっかく4年連続日本一ですから、日本一というのは1年間使えますから、次の戦いに向けても、使うだけ使うということで私は考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

それは使っても結構です。大いに使っていただきたい。もっと言えば販路拡大をしていただきたい、販路拡大。販路拡大について何か戦略はありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

販路拡大につきましては、実は町村会を通じまして、台湾の方に進出をしたいということで、台湾の方の観光協会から話を頂いて、こちらに視察に来られる予定だったんですが、コロナでできなくて、今度、また特別にそういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

販路拡大にもっと良い方法があるんですよ。佐世保市に本社がある何とかネットというのがあるんです。あれは、前は電化商品でしたが、今は肉まで売っていますよ。昨日のコマーシャルだったか、佐賀牛とか、宮崎牛とか、丹波牛とか、松坂牛とかわかりませんが、全国の有名な牛肉を頒布会で10銘柄でしたか、あれは非常に良いなと思いました。そこで思ったのが、町長もピンと来られたかもしれませんが、そのぎ茶なんですよ。せっかく日本一を取ったのであればこのチャンスはないんですよ。こういうチャンスにこそ、ジャパネットにアポを取って、車で40分も掛からず行くんですから、これは戦略として町長がトップセールスをやるんですよ。トップセールス。それによってお茶の銘柄、これは全国放送でテレビで流れますからね、ただで宣伝できるんですよ。ちっとそっと損をしたってかまわないんですよ。そのくらいの意気込みはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

全国ネットで広げましてもそれだけの生産量がないんですね、栽培面積がうちは全国で1%しかないですから。例えば、長崎県で消費してしまえば全て終わりなんです。ただ、そういうことでいきませんから、福岡とかそういう所に出しております。

今、森議員がおっしゃったように、波佐見も陶器市ができなくてウェブでされる。有田と一緒にされてきた。東彼杵町もウェブ茶市というのがかなり売り上げを上げております。そういうことで、まず展開をさせていただきたいと思っております。

話は飛びますけれど、民泊で中尾の方でされていましてのを、今度、コロナで来れませんでしたから、交流センターの職員の方が、また含めてバーチャルでモニターツアーをされてかなり高評価でした。とにかくそういうことで、外国に出すのは、今、甜茶、抹茶の方を若い人が出されておりますので、そういう形で応援をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

時代が一日一日と変化しております。昔の売り方、今現在の売り方、随分変わってきています。おそらく 10 年後はもっと違った売り方が出るでしょう。やはり、それについていかなくちゃ、あるいはそれより先に行かなくちゃ。やはりこの戦略は、昔みたいにこういった綺麗な冊子を作って良いですよ。綺麗な冊子を作って、ただやりました、やりませんでしたとするよりも、もっと現場を見て、じゃあこれを取り組んでみようと、町長がさっき言った、読みましたよね、先ほどね、施政方針のところで。予算を選択と集中ですよ。まさしくこれなんですよ。こういった、自分で書いて、私が書いたんじゃないんですよ、町長が所信表明で述べた分なんですよ。実行すればいい話なんですよ。それをしっかりと取り組んでいただきたい。そうしないと時代遅れになりますよ。お茶の量が足りないのであれば、足りないのであればということではなくて、今回、あれは頒布会なんですよ。1 年中ずっと売るのはないんですよ。何月だけ、10 回のうち 1 月だけ東彼杵から売んですよ。それでも足りないと言うんですか。そんなことはないと思いますよ。おそらく対応できると思います、これだけの量があるのだから。ただ、品質がぶれる可能性があるんですね、お茶の場合。肉もそうかもしれない。そこが一番心配です。仮に、日本一のお茶が、えっ、こんなものかとなる恐れもあるんですよ、こんなものだと。良いものに当たれば良いですけど、ひょっとして、万が一、ないかもしれない、ないと思うんですがあるかもしれない。その時に、悪評価が付くんですよ。非常に危険性があるんですが、でも、私はやるチャンスがあると思います。どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申しましたように、今、長崎のアンテナショップを初めて開いて、非常にお茶の売れ行きが良いです。6 月末までの展開の様相ですけど、これはそのぎ茶振興協議会で、生産者の方も茶商の方も含めてしていますので、こういう売り方で先ずしていただいて、そして、もう一つ、ある商社の方がフランスの、世界の緑茶大会でも金、銀、銀と今年は取られました。昨年も金、銀、銅と取られております。これも、私が皆さんにお土産として持って行くというか、広めておりますので、そのぎ茶は素晴らしいとおっしゃっていただいております。

確かに森議員がおっしゃいましたように、全国的に、その時だけコマースシャルを打つということはやりたいと思っておりますが、先ず長崎、今度新聞の方にも 1 週間ほど続けて広告を出すようにしておりますので、そういう形で進めて行きたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

是非、今の時代に乗っていく販売の方法、あるいはこのプレミアム戦略、せっかく名前負けしないようにそういった戦略をとっていただいて、やはり、ずば抜けて欲しいんですよ、波佐見町みたいに、今回みたいに。あれ一本取ったという感じですよ、私に言わせればすごいなど。私は非常に高く評価しています。ああいった職員がいると頼もしいですよ。彼が自分の職員だったら、よくや

ったと特別ボーナスをやってもいいくらいの活躍をされたんですよ。やはり、そういった人たちを是非育てていただきたい。そして、この戦略もいいです。これもまた5次が終わったら6次も出すでしょう。それでは、ひどい言い方ですけど、ままごと遊びみたいなものはもうやめましょうという話なんです。失礼な言い方かもしれない。失礼な言い方かもしれないけれど、やはり、現場主義ですよ、現場主義。

今、田んぼを駆除するのは何と言うんですかね、4枚の扉。あの4枚羽は。

○——△——

ドローン。

○9番（森敏則君）

ドローン。あれはやがて10年後は軽4輪車の車に4枚付けて走って回りますよ。10年後ぐらいには、おそらく、軽自動車走って回りますよ、空を飛んで。そういう時代が来ます、必ず来ます。そういう時代に刻一刻と変わっているんですから、やはり、自分たちも今過去のことはどうでもいいんですよ。ここから10年後、20年後、30年後どうするか。この後合併の話をさせていただきますが、そういうことも含めて言っているんですよ。じゃあ、次の合併問題に入りましょうかね、そろそろ。私の演説も随分過ぎましたので。

次、合併について。合併について先ずお聞きしたいのが、西九州させば広域都市圏の連携した理由として、行政サービスの費用を節減、共同で経済支援を行うなどのスケールメリットを生かした取り組みと書いてあるんです。このスケールメリットとは何ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、同種のもものが多く集まることによって、単体よりも大きな効果が得られるということです。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

私は、これはネットで引いたんですけど、若干違うかもしれませんが、直訳すると規模の利益と書いてあります。規模の利益。正しく訳すると規模の経済。経済学の用語の1つになっていますと書いてあるんですが。

要は、行政コスト等をこのグループによって一緒にやろうという話はわかるんですが、これが佐世保の広域圏と、あるいは今私が今回やってほしいのが大村との合併なんですよ。生活圏と行政圏が違ってくると、やはり、ちぐはぐになってくるんですよ。そこを心配してやっています。更には、先ほど、合併協議会、東彼杵町はまだ存続しています。おっしゃるとおりです。おっしゃるとおりですが、相手がいないのにどうやってやるんですかという話です。相手の川棚、波佐見は解散したんですよ。一人でどうやって、独り相撲するんですかという話なんですよ。できないでしょう。はい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

一人であるかどうかではなくて、自治法で決まっていますから、そうしたら、東彼杵町議会でもう一度廃止議決をするべきかと思っています。これは森議員が議長の時の議会でしたもんね。そうすることで、川棚と波佐見は可決をしました。しかし、東彼杵町が否決をしましたので存続しているということを私は申し上げただけでございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

正式に言うと今町長がおっしゃったとおりですよ。解散すべきなんですよ。しかし、存続している以上は、相手がいないことには協議はできないんですよ、現実的に。相手がいないのに、協議会ができないのに解散する必要も、正確に言えばいるんでしょうね、ただ存続しているだけの話なんですよ。ただ、相手はいませんよ。相手はいない。そういう状況なんですよ。人口推移を先ほど言いましたよね、20 年後、40 年後と。40 年後は 3,200 と言いましたかね。今の人口の半分以下ですよ。半分以下になるんですよ。だったら、今のうちにね、今のうちにやらないと見向きもされないととなりますよ。そうした場合、今の車のナンバーどおりになってしまうんですよ。でも、生活圏は電話番号なんですよ、0957 なんですよ。ここが東彼杵町がどうでもいい、どうでもいいと言ったらおかしいですけど、県央振興局と県北振興局とまたがって、ここも行政やっているんでしょう。これはやりにくくないですか、どうですか、本当は。実際のところどうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは、その係によって県北、県央となっておりますけれど、今のところ、やりにくさとか何とかはあっておりません。県の指導を受けながらの仕事をしております。

それで、もう一点、人口のことを森議員がおっしゃっていますが、私は申し上げさせていただきたいと思います。

若い人が発言されたことなんですが、これからの時代は物理的な意味での移住や住民という形にこだわることなく新しい町の人という定義を作りたい。行政や自治体の枠組みの住民票上の町の人という考えに縛られず、どこに住んでいても東彼杵町の人として納税やまちづくりに参画できる仕組みを作ることで、住んでいる場所は関係なく、人々の精神的な絆が強固なものとなり、地域に対する認知、信頼、愛着が醸成され新たな形での地域と人々の価値、競争が生まれるということを若い人がおっしゃっているんです。こういう形もあるということです。ですから、人口は東彼杵町だけではないんです。新聞にも書いてありますように、赤ちゃんが 84 万人全国でしか生まれていません。日本も、2053 年には 1 億人を割る予想なんです。全体が沈むんです。ですから、東京も人口は当然減ります。

そういう形で、今後の形、合併の在り方ということは、私はそういう形が一番良いのかなと。だから、応援していただけるシステムはふるさと納税。

今、東彼 3 町離れろと言われてましたけれど、今、ごみ処理でもう既に可決をさせていただいています。6 億円ぐらい償還をしていかなければならない状況になっています、24 億円借りていますから。

そういうのを、最初申しましたように議会で話をしていただき、町民の方の意見を聴いて、そして、進めるなら進める。そういう話をしないと、私がするしないと町長が言うべき問題ではないと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

今、町長がおっしゃったのは、確かにそういう事態になるかなと思います。それは否定しません、否定しません。おそらくそうなるでしょう。

ただ、やはり、このまま黙っておけば、先ほど言いました西九州させぼ都市広域圏、これがやはりものを言う時が来るのではないかなと私は一番心配しているんですよ。その時に佐世保市に、もう東彼杵町さんはいないのだからおいでと、その時に同じことになるかと言ったらそれはなんの補償もないんですよ。今言った、今町長がお話しになったこの状況というのは、なんの、何とかのツッパリにもならないんですよ。なんの役もたたない。強制的に、ひよっとしてやられるかもしれないんですよ。強制的に、あなたの町は佐世保市に入りなさいと。そうした場合、一番私は心配しているんです。だったら、今のうちに生活圏が近い大村市の合併の方を進めた方が良いのじゃないですかと思います。

さらに、大村の何とか田市長、何とか田市長は、考えはないというような答弁されていたようですが、質問した議員はそうは言っていませんよ。何とか村という、なんだっけ、何とか北と言うんです。その議員は、東彼杵町からラブコールがあれば OK ですよという回答でしたと言ったよ、私には。ちょっとニュアンスが違いますね。全く 180 度違うような見解なんですよ。

そういうことで、私は町長、一度でいいですから、町長、大村市の市長に表敬訪問をしたいと思いますが、私と同行できませんか、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それはできません。

なぜなら、私は大村市長と、今、連絡を取り合って、市長からもらいましたけれど、確認の意味で私も連絡をしたら、今のところ考えていないとおっしゃったから、今日公式発言をしたまででございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 5 時 00 分）

再 開（午後 5 時 00 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

やはり、町長、一番最初に不意打ちの質問をしましたよね、意心地が良いか悪いか。そこに座ると実は意心地良くなるんですよ。歴代の町長がそうだったんですよ。歴代の町長がそこに座ってしまうと気持ちが良い話になってくるんですよ。だからしたくないんですよ。大村市長だって一緒なんですよ。そこに座ると、もうひょっとすれば自分たちの首が飛びますからね、なくなるんですよ。

だから、前回の3町合併の時にも、全部首長だけで最終判断したんですよ。3町の首長で最終判断したんですよ、やめましょうと。私も議長でおりましたけれど、議長はカヤの外でしたよ。そういう話だったんですよ。結局、自分の身がかわいいんですよ。ですから、一緒に表敬訪問と私は言っているんですよ、表敬訪問。どうですか。ここまで言っても付き合いませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それはできません。

森議員がおっしゃったように、確かに町長は居なくなります。しかし、議員さんの数も減ります、職員の数も減ります。そうしたら、合併をしなかった、町、佐々町があります、佐世保市でも。あと、鹿町、小佐々、江迎、ずっと調査をしてみてください。ここも、職員が、例えば、100人ぐらいいてもたぶん支所になったら10名ぐらいしか残らない。周りの商店街はどうなるか。この辺も考慮しながら。諫早市もそうです、小長井、高来、たぶん、私は聞きましたけれどかなり衰退をしたと。長崎もそうです、野母崎、三和。そういう状況を見ながらどうしても皆さん方が合併をしたいという気運が高まれば、それは町長がどうしようが関係ない。私は首が飛ぼうが関係ないです。議員さんの数も減ります。市議会となればそう簡単に数は多く成りません。職員の数も減ります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

自分の首が飛んでいいというのであれば、私は町長、是非、この合併に政治生命を掛けていただきたい、政治生命を。政治生命を掛けて、確かにこの合併については賛否両論あって町を二分するかもわかりません。しかし、政治的な判断というのが、どうしても必要な場合が出てきます。その時どうするかの話なんですよ。仮に、町長がこの大村合併協議会を提案した場合、ひょっとしたら、今の議会構成だったら不信任案を突き立てられるかもわかりません、何ということをするんだと。それでも、じゃあ解散して解散総選挙でもやる、出直し選挙でもやろうかという意気込みはないですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、先ほど言いましたように、合併はもう関係ない、将来は。国もクラウドで、どこも町も申請して同じ書類が取れるような形を取ろうと今しているんですよ。だから、どこに住んでいようと同じ行政システムができて効率化が図られます。将来的には、森議員がおっしゃったようにスマー

トフォンで全部どこに居ても済むような形になるかもしれませんが、パソコンで済む。

だから、そういう地域の線にこだわることなく、これは大村市長とも話をしております。だから、若い人が言われたように、どこに住んでいても場所は関係なくて、そういう東彼杵町を応援してもらうなら今ふるさと納税という方法もごございますから、そういう形、将来はですね。私はそう考えていますので、合併を政治生命を掛けるつもりはありません。

○議長（吉永秀俊君）

最後です。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

町長、嫌かもしれませんが、また持ってきました。ここに、裏側に、あなたの勇気で変わる未来とタイトルが大きく載っているんですよ。これをやっていただきたいんですよ、やはり。変わる未来ではなくて変わる町長だったんですか。そうではないでしょう。そうではないはずなんですよ。

やはり、時代の変化に対応するのであれば、隣接の大村市の合併というのは進めるべきなんですよ。それでもやらないと言うのであれば、やはり町長は、私は自分の保身からとしか理解できません、悪いけれど。そういう理解を私はしています。いくら弁解しようとそういう理解しかできません。やはり、表敬訪問もできない、そして提案もできないとなれば、やる気がないという話なんです。ですから、私はそういう理解をしています。終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、9番議員、森敏則君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了し、浦富男君、尾上庄次郎君の質問は明日行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後5時06分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾